

令和3年第9回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

## 令和3年第9回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和3年12月3日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和3年12月10日10時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和3年12月10日17時16分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 9人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	中 上 一 登	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	—	—
	9	正 路 正 敏	○
10	中 村 裕	○	
会議録署名議員	7	森 田 幸 一	
	9	正 路 正 敏	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 治 水 対 策 室 長 農 林 商 工 課 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>桎 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

開 会 (10:00)	議 長	<p>令和3年12月10日(金)第9回普代村議会定例会 ただ今から、令和3年第9回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>7番森田幸一議員、9番正路正敏議員の両議員を、普代村議会会議規則第120条の規定により指名いたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。</p> <p>先刻開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本日から12月13日までの4日間でございますが、お諮りいたします。</p> <p>今期定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの4日間とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会議録署名議員の指名		<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日から12月13日までの4日間と決定いたしました。</p>
会期の決定	議 長	<p>先ほどの発言で、議会運営委員会の開催を先刻と申し上げましたが、12月6日の誤りでございます。訂正いたします。</p> <p>日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>報告書を事務局長に朗読させます。</p> <p>松葉事務局長。</p> <p>ご説明させていただきます。</p> <p>(以下、事務局長報告、記載省略)</p> <p>次に、広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。</p> <p>6番中上一登議員。</p> <p>6番中上です。11月25日に後期高齢者医療広域連合議会が開催されております。</p> <p>(以下、中上議員報告、記載省略)</p>
諸般の報告	松葉事務局長 議 長 中上議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で、「諸般の報告」を終わります。</p> <p>日程第4「村長の行政報告」を行います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、令和3年第9回普代村議会定例会への議員各位のご出席にお礼を申し上げながら村政の近況について報告させていただきます。</p> <p>まずはじめに、県内の新型コロナウイルス感染症への感染状況でございますが、11月は1人に止まるなど沈静化しているところであります。</p>
村長の行政報告	榎屋村長	

す。村民の皆様にもこれまで基本的な感染防止対策の徹底や外出の抑制などに努めていただき、ワクチン接種にも特段のご協力を賜ったお陰様であります。深く感謝を申し上げます。今後は、新たな変異株による感染拡大にも備え、マスクや消毒などの対応を維持しつつ、社会経済活動の押し上げにも意を用いていただければと存じます。また、長引く新型コロナウイルス感染症の商工・観光業への影響に加え、基幹産業の主力であります定置漁業が、3年度連続での記録的な不漁となり、村内経済が極端に落ち込んでおりますし、村民の皆様の生活や各団体等の運営なども極めて厳しい状況と心配されます。引き続き、国や県のお力添えもいただきながら、この状況を一日も早く改善できるよう取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策事業の状況からでございます。コロナワクチンの3回目の接種は、2回目を終えて概ね8カ月以上経過した18歳以上の希望者に来年2月ごろからの実施を予定し、順次に接種券の送付など行ってまいります。また、新たに12歳になられた方などへの詳細な連絡も早めに行うよう準備してまいります。

コロナ対応地方創生臨時交付金は、前回補正で内示済み全額に対応する事業を計上しておりましたので、当面この推進に努めてまいります。また、今後の国の21年度補正予算では、原油高騰による影響も加味した同交付金の追加配分が予定されておりますので、これにも迅速な取り組みを行い、村民の暮らしや生業などを支えてまいります。なお、11月末での主なコロナ交付金事業の実績でございますが、プレミアム付商品券事業は1,398万円分が販売済み、本日から11月補正分の販売が始まるという状況でございます。それから村内宿泊等助成は727万円分が利用済みとなっております。敬老お祝い事業は、クーポン券841枚、金額で申しますと252万3,000円分を配布させていただいております。

次に、令和元年台風第19号災害復旧事業の進捗状況でございますが。

公共土木施設等での道路57件は40件が完成し15件が施工中、2件が未発注であります。河川5件は全部が完成しております。橋梁4件は1件が完成し2件が施工中、1件が未発注となっております。林道5件も全部が完成しております。なお、未発注の道路2件と橋梁1件は、12月21日に入札予定としており、これで全補助災害復旧工事の発注を完了することとなります。応援技術職員の派遣をいただいた、盛岡市・滝沢市・二戸市さんに感謝をさせていただき工事促進に全力を挙げてまいります。

次に、村内での諸工事の状況ですが。三陸沿岸道路は12月18日に普代～久慈間が開通となり、仙台～八戸間の全線が供用となります。緊急時には避難路などの機能を担い、観光や物流面でも大きな効果を発

揮する高規格道の整備にご尽力をいただきました国土交通省や岩手県など関係者皆様に感謝し、この活用により沿線が一層にも豊かな地域となり全国民の負担や期待にしっかりと応えていかなければと思っております。

県道は、普代小屋瀬線改良が3月15日完成予定で施工中であります。岩泉平井賀普代線の舗装打ち替えも施工中となっております。

村道では、萩牛線改良が完成をし、現場調整に時間を要した堀内中央線は、3月末完成を目指し鋭意施工中となっております。

漁港は、白井漁港の漁船保管施設用地工事が完成し、同漁港の荷役クレーンと沢漁港改良が施行中となっております。

治水では、上区地区排水ポンプ場の設計業務を鋭意進めております。その中のボーリング調査結果で、基礎地盤への杭打ちが必要と判断されましたので、当初の関係予算に所要の調整を行うよう補正計上させていただきますのでご審査方お願いをいたします。また、白井治水ダムは柵の設置を増工し完成を期すとともに、新規に力持川での河道掘削にも取り組みたいと存じますのでご理解をお願いいたします。

観光施設では、黒崎園地修景改善での野外トイレの水洗化等改修、アンモ浦展望台手すり改修、散策路照明設置を2月末完成で進めております。黒崎園地周辺伐採も契約となり、1月末までに約500本の伐採を行うよう取り進めてまいります。

旭日区地域活動拠点施設建築は、浄化槽設置工事で地下水流入対策費用の追加が必要となったことから、変更請負契約案件を提案させていただいておりますので、ご審査方お願いをいたします。

次に、その他の事項でございますが。

まずくろさき荘の運営状況は、11月末での宿泊客数は4,583人、事業収入は、5,406万1,000円となっております。収入はコロナ禍前を3割程度下回っております。引き続き、国や県の観光回復策と連携して集客を強化し、1人でも多くの利用客の確保に努めてまいります。村民の皆様にも利用拡大へのご協力をお願いいたします。

ふるさと納税は、11月補正で昨年度実績を上回る予算措置をしておりますが、12月2日時点で前年度実績を上回り、昨日現在が2億4,687万5,000円と引き続き堅調に推移しております。ご寄付いただきました全国の皆様にお礼を申し上げますとともに、返礼品提案事業者皆様のご尽力にも感謝させていただきます。

一組関係は、沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分などにつきまして、構成市町村議会議決を12月定例議会で取り進めることであり、本村でも今議会に提案させていただきますので、ご審査のほどお願いをいたします。

また、岩手県農業共済組合から、順次に進めている家畜保健所の運営の見直しの中で、令和5年度末で本村も診療対象地外となる旨の報告

<p>一般質問</p>	<p>議長</p> <p>嵯峨議員</p>	<p>を受けております。今後関係農家と民間委託などについて相談してまいります。</p> <p>終わりになりますが、本年も秋サケ漁の水揚げ回復を懇願しつつ、新型コロナウイルス感染症への懸命な対応を続けてまいりましたが、ご案内のとおり、経済状況の落ち込みに歯止めがかからず、村全体の閉塞・停滞感が漂う中、師走を迎えてしまい、誠に残念極まりなく思っております。</p> <p>議員各位や村民の皆様には、先行き不透明でもあり、ご心配やご苦労も多かったことと存じますが、そのような中でも村政全般への多大なるご協力を賜り続けましたこと、衷心より御礼を申し上げます。今後も村民の皆様の健康と暮らしを守れるよう、より細やかな感染防止対策などを徹底しながら、社会・経済活動の押し上げにも取り組んでまいりますので、ご協力のほどお願いいたします。</p> <p>なお、新しい年を迎えての恒例行事につきましても、「松の内成人式」、「新年交賀会」、「消防出初式」など規模の縮小などをいたしながら実施したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、本議会に各会計補正予算(案)、過疎地域における固定資産税免除条例の制定など条例 2 案件、沿岸知的障害児施設組合の解散議決など一組関係議決 4 案件、さらには請負変更契約の締結案件を提案させていただいてございますので、十分にご審査くださり、全議案につきましてご承認を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、「村長の行政報告」を終わります。</p> <p>日程第 5 「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、一問一答方式で行います。</p> <p>質問者 1 人当たりの持ち時間は、答弁を含め 60 分以内です。10 分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>1 番嵯峨典行議員の一般質問を許します。</p> <p>1 番嵯峨典行議員。</p> <p>1 番嵯峨典行でございます。「漁業者救済について」、村長にお伺いいたします。</p> <p>令和 3 年度における村の漁業は大変厳しい状況となっております。春のワカメ漁は病虫害により大部分を廃棄し、村の特産品であるすき昆布に至っては、価格の大暴落により、燃料代・人件費等を支払うと生産者の手取りはほとんどない状況であったと聞いております。期待を込めた秋サケ漁は、かつてないほどの大不漁により壊滅的状況にあり、さらに燃油の高騰により経営を圧迫しております。</p> <p>そこで、定置・磯建ての漁業者に一定の上限を決めて燃油代等の補助</p>
-------------	-----------------------	---

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>ができないものかと考えておるところでございます。財源といたしまして、今年度のふるさと納税は11月22日現在で約2億2,000万円、水産業等に使える金額は約1,800万円と聞いております。</p> <p>漁業者の困窮を何とかすべきと思いますが、村長の考えを伺います。 梶屋村長。</p> <p>嵯峨典行議員の「漁業者救済について」の質問にお答えをいたします。議員お話しのとおり、一昨年来、漁業経営は極めて厳しい状況が続いております。特に定置漁業、全県軒並みの状況になってございます。漁協さんの販売取扱高も、過去には30億円を大きく超える時代もあってきた訳でございますが、震災後では、15億円前後が精一杯となりまして、これを維持しつつも少しずつ押し上げていけるよう、漁家のみなさんも、漁協さんも、関係機関なども頑張ってきたところでございます。</p> <p>現状といたしまして、震災からのここ10年間ではこの押し上げがかなわず平成30年度には何とか15億円を維持していただいたものの、続く令和元年度と2年度は、よもやの半分の7億円台に止まってしまい、今年度はさらに減少の可能性もとなっております。そして、関係機関などでの総力を挙げての回復・復活への研究・検討あるいは具体の取り組みが行われているところであります。村でも、一日も早く水揚げ回復やその回復の基調が見えてくるための取り組みにできることは何でもというふうに思いながら、補助金や助成金などの交付などしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>そういった中でございますけれども、大変に苦渋な思いはしますが、不漁分の直接的な収入・所得補填は、過去の例を踏まえても、また先々への例になることも考え合わせますに難しいものと判断をしております。以前にもお話しさせていただいたとおり、不漁対策に資する施設・設備の整備や補改修への補助、あるいは直接操業経費借入金分の利子補給などについては、漁協さんともそのニーズを含めた相談もしながら対応してまいりますよう努めてまいります。現在も、漁期の途中にありますし、漁獲共済対象の適否、切り上げ時の実際の状況などは、もう少し先となりますので申し訳ございませんが、状況も注視しながら検討を続けてまいりますので、議員各位からも適時のご助言など賜りますようお願いもさせていただきます。なお、昨年度は漁業者の方々の申請により減収率50%以上の漁業者・個人53人に最大100万円を国が、減少率20%～50%未満の漁業者1人しか申し出がありませんでしたが、1人に5万円強ですが村が持続化給付金として支援をしております。本年度も、今般の国の補正予算で事業復活支援金というものが、制度化される予定となっております。50%以上減少の個人に最大50万円、30%～50%未満の減少の個人に最大30万円が支援される見込みであります。ぜひこれが漁業者にも対象となること期待してございま</p>
--	--------------------	--



	<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>す。さらに、国の補正予算では「漁業経営セーフティーネット構築事業」として、燃油や配合飼料の価格が上昇した場合に、漁業者・養殖業者と国の拠出により、影響緩和のための補填金を交付する制度を構築する予定ともしております、その詳細など国の動向を注視しているところでもございます。そういった制度も今回の補正等が出てくるといったようなことも申し添えながら答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番嵯峨議員。</p> <p>答弁ありがとうございます。今の答弁では、村独自としては直接漁業者への補助はできないという回答でございました。本当に今年は危機的というよりも漁師そのものがいなくなる危機まできています。定置漁業者に至っては、今年度保険金が入ってもなお足らず経費分に、6 カ月働いて収入がゼロ、保険が入っても経費に足りず持ち出しをしなければならない定置がほとんどであると、今現在ですが。これから爆発的に何か捕ればいいんですが、と聞いております。やはりそういった状況になりますとですね、本当に若い漁業者は特にも家族を持っている漁業者、子育て世代の漁業者、6 カ月働いて収入がゼロ、なおかつ手から経費分を払わなければならない、こういった状況がある中で、村が全く手を差し伸べられないというのは、私自身の考えとしては、到底納得できません。</p> <p>まず 1 つお伺いしますが、私は財源にふるさと納税とうたっております。そもそもふるさと納税とは何ぞや、ふるさと納税の本来の筋は応援したい市区町村へ寄付をする、漁業者であれ、農業者であれ、そういった積み重ねが 2 億数千万円になっております。やはりこの手を使わない手はないと思います。ちょっと 1 つお伺いしますが、今現在 2 億 4,600 万円ですか、直近。その中で直近の数字で、水産業等に使える金額はいくらまで膨らんだのか、また返礼品に使われている返礼品の内訳、浜関係の海産物が何%あるのか室長の方から数字をお伺いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>私の部分を若干お答えをしますけども、漁業者への補助はできないというお話しはしておりません。直接的に収入を補填したり、それから所得を補填をするといったようなことは村では難しいというお話しをして、いろんな先々の不漁対策に対する設備とかもろもろの対応、あるいは今議員さんがお話しするような状況の中で油代であれ、いろんな船の経費であれ、そういった直接的な部分で、賄いができない部分を漁協さんとか信連さんからお借りした場合の利子補給については、漁協さん方と相談をしながら対応してまいりたいというふうに思っていますというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、ふるさと納税の数字は室長の方でお話しをしたいと思いますけども、間違えないようにしていただきたいのは、要するに水産業と</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	

		<p>か農業とか商工業とかそういった部門別ではないということございまして、村が元気になるための産業を育てることということで、部門別に分かれてきている部分であります。水産にいくらということではございませんし、議員さんがお話しになった 1,800 万円の時点でも、すでに村では 2,330 万円余ですか、そういった部門にすでに充当をしているというふうなことございまして、今後伸びていく中でどういったそういった部分への充当ができるかといったようなことは、課でなければ、主でなければ把握していないと思うんですけども。私が把握している段階では、すでに議員さんが把握した時点の 1,800 万円は超えて、2,330 万円ほど充当済みであるといったようなこととお聞きしておりました。詳しくは室長の方から。</p> <p>森田政策推進室長。</p> <p>お答えいたします。12月8日現在で寄付額は約2億4,400万円と、うち生ウニとかイクラとかワカメ、イカ、コンブ等海産物が占める割合は、1億9,000万円。寄付額の約8割弱を占める状況でございます。うち産業振興への寄付額は約4,000万円ということになっております。以上です。</p> <p>1番嵯峨議員。</p> <p>村長の答弁も確かにそのとおりでと思うところもあります。今森田室長が言ったとおり、ふるさと納税の返礼品は圧倒的に海産物が多い訳です。約8割。じゃあこの海産物をいったい誰が作っているのか、普代にいる地元の漁師です。ウニを採ったり、サケを捕ってイクラを加工してもらったり、ワカメを採ったり、コンブを採ったり、私がさっきから何回も言っているのは、今この漁業自体が岐路に立たされている状況にあります。このままでいくと10年後には漁師さんはほとんどいなくなるのではないかとまで危惧しております。基幹産業である定置網は、この先地球温暖化でサケが爆発的に戻ってくるとは到底思える訳もございません。となると、普代の定置網が8家とか9家とかあるはずですが、磯建てが6家と、誰も辞めます。何もしない方が今年でいえばよかったです。6カ月働いて給料がゼロ、そのほかに経費分を家から50万円なり100万円なり出す。何もしないでそこら辺で遊んでいた方がまだいい、そうなっていくと。基幹産業の定置がなくなれば、昔のように養殖ワカメ・コンブこれもだんだんに年とともに高齢化が進み、なおかつ安定収入であった定置漁業がなくなると、ワカメ・コンブを作る人もほとんどなくなってしまいます。それに併せて採海藻類を採る人たちもどんどん減っていく、20年後30年後を見据えれば普代村の漁業はほとんどなくなってしまわないかという危惧さえております。再三私が言いたいのは、村長は直接個人的な投資はできないと、国では燃油補填とか何とかを今考えているとか、ただやっぱり村としてもですね、今燃油代が高騰して、別に個人に10万円ずつお金を配れ</p>
--	--	---

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>とかではなく、定置の経営の中においての燃油代の一部上限を決めて、5万円でも10万円でも払うことはできないのか、それもかなわないのか、それがどうしても私は納得できないところです。</p> <p>それともう1つふるさと納税についてですが、そもそも国の仕組みでふるさと納税をするときに何項目かを設けてマルをしると、納税する人ははっきり言えばどれでもいいということではないと思うんですが、何人かはやっぱり適当にマルをするのではないのでしょうか。適当と言えば言葉が悪いですが、本来であれば村に来た寄付金はそのポイントでここに必要だというところに手厚くカバーしていくのが、本来の行政の在り方ではないかと、杓子定規にこの事業この事業と割り振っていけば、2億何ぼうのうちの半分の1億円使えるにしてもあつという間になくなります。それをやった事業によって、それじゃあ困っている、例えば高齢者なり子育て世代なり今年のような漁師さん困っています、そんなところに手厚くいかないのではないのでしょうか。やはりせっかくこれだけの自主財源があるのであれば、お役所仕事みたいに型にはまってこの金はここ、これはここ、確かにそれはいいとは思いますが、やはり行政なり議会とすれば弱者を救済するのが、本当の1丁目1番地ではないのでしょうか。弱者救済ですよ。今の弱者は誰か、今一番の弱者は漁業者です。本当にこのままでいくと普代村の漁業の存亡に関わっていきます。当然漁師がいなくなればこんな返礼品は出せないです。全く。ウニを採る人もいなくなる、定置がなくなる、サケを捕る人もいなくなる、8割を占めている海産物の返礼品がなくなってしまうと恐らく昆布うどんとか、昆布ラーメン、ふだいおでんですか、そんなものだけではこんな金額には絶対いかないと思います。これ以上また言うところとちょっと熱くなってしまうのでもう止めますが、最後に村長から一言弱者救済とは何ぞやと、その1点だけを聞いて私の質問を終わらせていただきます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>最後の一言と言われた部分以外のことから入りますが、いずれ杓子定規をやっている訳でもありません。前年度の実績でもそれぞれ入ってきた率に必要な部分の事業をびたつと当てはめれないですので、多かたり少なかたり、若干ずつするのも当然でして、そういった必要な部分にできるだけ、寄付した方の意向に沿うような中での範囲で動かしながらというふうなことで進めております。いずれまだ杓子定規だというふうなことであれば、そういったことをよく制度申込自体の表というか仕組みから変えていかないと難しい面がありますので、そういったこと取り組みもするようにさせていきたいというふうに思います。</p> <p>あと弱者救済、答弁でも答えたように誰でもどの村民でもみんな苦渋の思いで何とかしたいというふうに考えている中で、問題はその手</p>
--	--------------------	---

	<p>議 長 嵯峨議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p> <p>議 長</p>	<p>法であり、それが先々につながるものでなければというのを考えるのが私の思いであります。そういった中で今国が取り組んでいる部分と先々にいく手法をいろいろ考えているというふうなことであります。即、仮にですよ私が「50 万円ずつ配ります」といったようなことを言ったら、そんなものは受付にならないというふうな状況にも、長く続いている村政というか、いろんな産業の疲弊した時代等々のことも考えたり、また定置網自体でもそういったことも過去にもあったことは私の記憶ですと思ひ浮かぶところでもございますし。そういったときの例等も踏まえながらできるだけ前に進む際に応援をしたいというふうなことで取り組みたいというふうに思っております。救済をしたいのは山々でございますが、その手法を、これをしっかりみんなで考えてやっていかなければというふうに思っております。</p> <p>（「ありがとうございます」と嵯峨議員）</p> <p>2 項目目の質問がありますので、1 番嵯峨典行議員。</p> <p>1 番嵯峨典行です。2 項目目の質問をさせていただきます。「看護師・保育士・介護士の待遇改善について」でございます。村長にお伺いします。政府においては、看護師、保育士、介護士の賃金を上げる方向であると、テレビ・新聞・報道等で伝えております。本村においても国の方針と同調して賃金を上げるべきではないかと思うところではありますが、村長の考えを伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>嵯峨議員の、「看護師・保育士・介護士の賃金改善について」の質問にお答えをいたします。議員お話しのとおり、先般、閣議決定された経済対策では、看護・介護・保育・幼児教育など現場で働く方々の収入の引き上げに取り組んでいくこととされてございます。新しい資本主義実現の柱でもある、成長と分配の好循環づくりの中で、民間全体の賃金引き上げにつなげるため、まずは公的に価格が決まる部門について、分配強化策に取り組むものというふうに受け止めております。具体には、その方々の収入について、新たに設置された公的価格評価検討委員会での見直しを行い、来年の 2 月に前倒しで引き上げることを予定しているとのことであります。引き上げの額や財源など詳細は、今後ということであります。</p> <p>村としては、当然に適用している国の給料表が改定などされることとなれば、これまでどおりこれを適用することで引き上げに取り組んでいくということになりますとともに、民間の施設につきましては賃上げに必要な予算が国によって措置された後に、各施設で検討がなされ賃上げが図られていくものというふうな進め方というふうに考えさせていただいておりますことを申し上げまして 1 答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番嵯峨議員。</p>
--	--	---

	<p>嵯峨議員</p>	<p>答弁ありがとうございました。今の答弁によれば国の方向で同調して上がった給料表なり何なりに基づいて村も上げていくという解釈をしております。本当にありがとうございます。やはりこの看護師・保育士・介護士は非常に重要な仕事を担っていると思います。看護師においては命を預かるお医者さんの補助をし、保育士においては幼い命を守る仕事もしております。例えば道路を散歩していて車が通ると保育士さんが体で生徒をかばって車を通すまで見守ったりしているのも度々見たりもしています。また介護士に至っては高齢者の命も預かっております。やはり 3 つの業種に関しては、命を守るという崇高な仕事をしているのではないかと。国の方針も私にすれば遅きに資したのではないかなと、もっと早くからやっていたら、人手不足とかそういうものなかったのではないかなと考えているところでございます。</p> <p>特にも普代村においては看護師さんは正職員は 1 人もいません。保育士さんに至っても数名の職員はいますが、大半は会計年度採用ではないかと思うところでございますが、こういった正職員以外の会計年度任用職員の特殊な命を預かる仕事をしている人たちに光が当たることは大変喜ばしいことと思っております。どうもありがとうございました。以上で質問は終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>答弁はよろしいですか。</p> <p>(「はい」と嵯峨議員)</p> <p>それでは、以上で 1 番嵯峨典行議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、4 番大上智議員の一般質問を許します。</p> <p>4 番大上智議員。</p>
	<p>大上智議員</p>	<p>議席番号 4 番大上智でございます。まずはじめに、今現在新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が拡散して、また世界をかく乱しつつあります。本村においては来年早々から第 3 回目のワクチン接種が開始されます。適正な対策を講じつつ、にぎわいのある経済活動、日常生活の再開を願うところでございます。その中において最近新聞紙上においてその閉塞感を吹き飛ばすような、普代村についての 2 つの明るいニュースが掲載されました。1 つ目は、第 35 回毎日カップ中学校体力づくりコンテストにおいて考案・実践する普代サーキットの取り組みが評価され、わが普代中学校が全国 4,449 校応募の中から、見事全国 1 位に相当の文部科学大臣賞を受賞したことです。このことについては、村長は村民を代表して大いに称賛するとともに、栄誉を称え何らかのかたちでご褒美を考えていただきたいものと思います。</p> <p>そして 2 つ目は、村が久慈市・野田村・普代村・田野畑村の 4 市村の潮風トレイルコース等を利用し、周遊する北三陸周遊ツアー・トレイル・ガストロノミーツアーを発信したことであります。このことは本村をはじめとする北三陸の景観・伝統芸能、郷土料理を生かした滞在型ツアーを推進できる企画であると思われ、今後大いに期待できるものであ</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>ります。普代村は確実に動いています。</p> <p>それでは早速ですが、議長のお許しを得まして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は「普代村公共施設等総合管理計画について」でございます。平成29年3月に、平成29年度から令和8年度まで10年間の普代村公共施設等総合管理計画が示され、また本年6月には、一般会計補正予算で、計画改定業務委託が採択されております。現在、策定中のため、近々、村民に示されると思っておりますが、以下の点について伺います。</p> <p>1番、平成29年3月の公共施設等総合管理計画では、公共施設の総棟数は201棟で97施設でありました。現在、村にはアスベストによる高額な解体費用のため、そのまま放置されている、旧まついそなどの施設があり、優先順位を付けた解体や有効活用が求められます。そこで、次について伺います。</p> <p>①現在の公共施設総棟数は、何棟で何施設か伺います。</p> <p>②そのうち、実際に利用されている施設は何施設あるのか。また、それらの利用されている施設は、一般的な目安の30年目で大改修、60年目で建て替えという管理計画を図っているものか伺います。</p> <p>2番、平成27年10月1日現在、人口2,795人の村民一人当たりの公共延床面積は15.9㎡です。過去において、必要に応じて建てた施設がありますが、今の村の少子高齢化を考えると広い面積だと思いますが、どのような見解をお持ちか伺います。</p> <p>3番、現状の公共施設をそのまま利用し続けた場合、平成29年度から令和8年度までの10年間にかかる、将来費用試算額は59億5,000万円と莫大な金額であり、人口規模に適した施設の管理計画が必要と考えます。この金額の根拠となる、見積もり明細はどのようなものか伺います。</p> <p>4番、歳出の投資的経費に含まれる、普通建設事業費において、今後、新たに整備が予定されている、小中一貫校校舎と魚市場建設について、優先度を踏まえた上での見解を伺います。以上で本席からの質問を終わります。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>大上智議員ご質問の「公共施設等総合管理計画について」でございますが、議員からもお話しのとおり、村では国からの個別施設の管理計画を加味した上での全体的な総合管理計画の見直しの要請に従いまして、令和8年度までの10年間の計画について、本年度見直しを行っているところであります。その進捗状況は、個別施設ごとの老朽化などの評価とその結果による今後の方向性を検討する1次・2次評価まで終わっており、現在最終段階の取りまとめ作業を進めております。よって、今後若干の変更があること申し添えながら答弁をさせていただきます。</p>
--	--------------------	---

まず1点目の公共施設総棟数はということですが、223棟・111施設となっております。そのうち、実際に使用されている施設は、全体の90%、100施設となっております。建て替えや改修は、中長期的な経費見込みを一定の年数条件で算定するため、30年・60年を目安としてございますが、実際は立地条件・使用頻度・管理状況などで大分違ってまいりますので、最後の最後には、先ほどお話ししました評価結果を基に優先順位をもって対応していくというふうなかたちになるものと考えております。

それから2点目の件でございますが、村民一人当たりの公共施設の延床面積についてですが、直近の延床面積4万4,982㎡を令和2年の国勢調査人口2,489人で割りますと18.1㎡となっております。人口減少も急速に進んでおりますし、未利用施設も実際にある訳でございますが、狭いとは言えない状況というふうに思っております。ただ、どんどん狭める改築をしたり、未利用だからすぐに取り壊したりということは費用のこともあり一気に進められない状況にもございます。総合管理計画で方向付けをしながら、適切な点検はもとより必要な修繕・改修による長寿命化なども図るとともに、計画的な解体あるいは集約化、そして民間化などによる総量を抑制していくことにも取り組んでまいらなければというふうに考えております。その際には、地域活動拠点施設整備での旧黒崎小学校校舎解体への過疎債の活用やくろさき荘別館解体での国庫補助2分の1事業の導入などのように、今後も特財の確保に極力努め工夫してまいりたいというふうに考えさせていただいております。

次に、3点目の将来費用としている59億5,000万円の根拠、そして見積り明細をとということですが、この試算額の算定には施設ごとの見積りを徴しているということにはしておりません。30年経過で大規模改修を、60年で建て替えをとというふうなことの中で、国が示した平米あたりの単価、改修は17万円～25万円、それから建て替えは28万円～40万円として示されたもので試算しているものでございます。ご存じのとおり実際の価格とはかい離もある中で目安というふうなことで考えさせていただいておりますし、その将来費用を軽減するためにも、「施設の総量の適正化」、「既存施設の有効活用」、「効果的な管理運営」などに総合管理計画に基づいての取り組みを推進していかなければと、いくようにしてまいりたいというふうに考えさせていただいております。

それから4点目の、小中一貫校の校舎と新魚市場の優先度を踏まえての事業推進の考え方でございますが、総合発展計画の事業実施計画では、魚市場は令和4年度に実施設計まで終えて令和5年度と6年度前半の工事で、そして6年度中に開所できればとしてございますし。一貫校校舎は、令和4年度から5年度にかけて実施設計まで終えて、

		<p>これは設計に2カ年かかるというふうに言われておりますので、4年度と5年度にかけて実施設計まで終えて、6年度後半から7年度末までに概ねの工事を、そして8年度が備品整備や雑工事、そして例のアレルギー対応等々を行いまして、9年度当初に開校できればとして、それぞれ事業実施計画には掲載をしているところであります。</p> <p>優先度につきましては、通例私どもも緊急度と重要度、効果度や難易度を加味して判断されて進める訳でございますが、現時点では同列というふうなことになる中で、魚市場につきましては用地が、もう場所が決まっているというか確定をしております。従って、基本設計も今年度中に終える予定というふうなことにもなっております。一方、一貫校校舎は建設候補地が確定していないことから、その決定後に基本的なプランづくりを行うということになるものであります。従いまして、この状況からも、直ぐ直ぐ実際の用地が決まっている決まっていない等々、あるいはかかる年数等々がある程度把握した中での取り組みということでは、今の総合発展計画での事業実施計画の年度的な割り振りについてこれを変更する必要がないというふうなことで考えさせていただいておりますこと申し述べまして答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>2番について再質問いたします。農林漁業においては平成10年度ころまでは、今の75歳以上の方々の活気ある現役世代であり、漁業関係、農地開発事業関連の産業系施設、リクリエーション施設等は、他市町村と同等にその時点では必要と思われた施設ではありましたが、対する人口がだんだんと少なくなったことから、当面1人当たりの延床面積はだんだんと広がった訳です。現在において残念ながらほとんど利活用されず、廃墟化した施設が多々あるように見受けられます。学校等の統合は進みましたが、廃止となった教育施設・農業・漁業等施設は利用されなくなってから老朽化が目立ち、危険な状態の建物も多くなっているように見受けられます。簡易水道等のインフラ施設は現在のような開発進化した資材・技術等により、一刻も早く配管等の改修を図られなければなりません、ほとんど廃墟化している農機具格納庫、旧小学校校舎等は現在も物置・倉庫として利用はされておりますが、再度の点検・診断等の実施により大規模改修・建て替え、統廃合、規模の縮小の方向付けを庁内で部局の横断的な情報共有による情報の一元管理体制を推進し、適正な管理推進体制を構築しなければならないと思いますが、見解を伺います。</p> <p>枳屋村長。</p> <p>お答えをいたします。今議員さんからご指導いただいた点そのとおりでございます、私どももそういった取り組みをするために今現在、老朽化などの評価を一次評価で行って、それから今後の方向性を定めるのを二次評価で行って、それを各課等でやったのが上がってきてみ</p>
議 長	大上智議員	
議 長	枳屋村長	



	<p>議長 大上智議員</p>	<p>んなで私も含めて検討をする最後の作業をしておるところでございます。そういった作業が本年度中に終わって、公表まで終わるといふうなことにしておりますので、ぜひそれを適切にというか、しっかりと検討をしてそして取りまとめまして、そして議員各位にも報告をして村内にも公表をしていくというふうなことの中で、さらなるご指導もいただいております。なおですね、細い話しになりますと、一番多い施設が、お話しのように産業系の施設でございます。42棟・35施設といったようなことで、数が1番産業系が多いというふうな状況でございますし。一方また触れていただきました、スポーツレクリエーション施設の1万373㎡ということで、最もこれが面積が多いという施設というふうなことになっております。ご指摘の部分、こういったものも中心の取り組みというふうになっていくものというふうな思っております。以上でございます。</p> <p>4番大上議員。 答弁ありがとうございます。部局で一生懸命やってもらってこれからの方向性を示していただきたいと思っております。</p> <p>次に、3番目について再質問いたします。計画内に何度も、「今後とも公共施設の計画的な更新、統廃合、長寿命化を行い財政負担の軽減・平準化と最適配置を図る」とうたわれておりますが、このことについて次の3点について伺います。1点目として、平成29年度から令和2年度までの4年間で、実際に公共施設の維持管理・更新等の費用にいくら費用をかけてきたのでしょうか。やはり年平均の更新費用見込み額は、今も約10億円と試算しているのでしょうか。それに対して、実績投資的経費は年平均約3億円程度だったのでしょうか。差額はどの程度で推移してきているのでしょうか。年平均どの程度の不足だったのでしょうか、伺います。</p> <p>2点目ですが、第4章の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針の中に、供給・品質・財務に関する視点により将来更新費用を年約6割の削減を目指すとしておりますが、具体的な戦略はあるのでしょうか。伺います。</p> <p>3点目ですが、これからの次世代の子供や孫たちに大きな負担を残すべきではないと思っております。これまでわれわれも恩恵を受けてきたように、すべては未来の子供たちのために今現在のわれわれがある訳であり、当然今の規模の公共施設は必要なく、総量や機能の再編により未来に何を残すべきなのか優先度を踏まえながら順次決断を実行しなければなりません。昨年9月末の村の人口は2,572人で、年齢構成は65歳以上のいわゆる老年人口が1,077人、15歳～64歳の生産年齢人口は1,270人、0歳から14歳の年少人口が225人でしたが、2015年の国勢調査の結果を基にした国立社会保障人権問題研究所、いわゆる社人研</p>
--	---------------------	---

	<p>議 長        榎屋村長</p>	<p>の人口構造予測によれば、20年後には人口1,548人、その年齢構成は老年人口909人、生産年齢人口548人、年少人口91人。そしてそれが40年後には、人口751人で、年齢構成は老年人口は501人、生産年齢人口は214人、年少人口に至ってはたったの36人だそうです。15歳から49歳の若い世代の女性の村外流出が女性人口減少の原因となり、出生数は減少し続けています。これからは、過去の清算・後始末をどんどん計画的に推進していかなければならないと思います。そこで、これを実行に移すために必要不可欠である、優先度を盛り込んだこれからの公共施設等総合管理計画のアクションプランはいつ示されるものか伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>漏れがあるかもしれませんが答弁をさせていただきます。なお詳細な点は、課長の方からになるかもしれませんがもお許しをいただきたいというふうに思います。まず平成29年度から令和2年度までのいろんな更新等の関係の費用といったようなことですが、これにつきましては、どの程度かかったというのを今まとめて手元にありませんので、後でお示しをさせていただきたいというふうに思います。そういった中で、われわれが費用軽減に取り組んだのは、くろさき荘の場合ですと、例の別館の2分の1の補助をいただけるようになったというふうなこと、それからあとはちょうど黒崎の旧小学校のところに公民館を建てるといったような計画の中で、それに過疎債を入れて取り壊すことにも8割の見返りをいただく事業としたといったようなことで取り組まさせていただきましたし。それについて議員さん方からは、まっいその方とかそういったのもそういうふうな取り組みにしたら、費用軽減した中で更新というか処理ができるのではないかなといったようなことで、今それについて一生懸命考えさせていただいておるところでございます。あとは、全くそういった工夫ができないでやっているのが、南浜住宅、これについては移したときの補助等ももらっているのが、全く見返りというかがないまま単費で今8戸2棟になるのかな、また来年同じように取り壊してというふうなかたちになっております。</p> <p>いずれ費用をできるだけ少なくできるように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、2点目の質問にもありましたように、将来負担をしっかりと分かるようなかたちで示す中で、その軽減策も具体的に戦略を講じた中で取り組めといったこと、そのとおりだというふうに思っておりますので、これにつきましても、先ほどお話しした今後公表をする取りまとめの最終段階を迎えている計画の中でまとめまして、そして公表もしていきたいなというふうなことでございます。</p> <p>あと重要な点をお話しされましたけども、いずれ将来の世代への子供たちへの負担というふうなこと、村政を預かるには重く受け止めて、</p>
--	----------------------------	---

	<p>議長 川向総務課長</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>議長</p>	<p>これを注視をしながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。やっぱり将来の子供たちが、人口等の関係でどうしても今の半分になれば、負担が倍になるといったような状況でございますので、そういったことを踏まえて適切な事業について将来負担を強いていくといったようなこと大事だと思っておりますし。いろんな事業をやることに対して、造るときの夢だけでなく、最後の撤退費用、これがもしだめだったらという撤退費用を考えて取り組むようなかたちと、そういったことでの諸計画のあり方といったのを考えていかなければならないなというふうなことで思っております。いずれお話し の点について、しっかりと受け止めて取り組んでまいります。そして繰り返 返しになりますけども、29年から令和2年度の部分の費用については、恐らく後でなければと思いますので、後で取りまとめて提出をさせていただきますので、お許しをいただきたいと思 います。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>先ほどの村長の答弁にもありましたように、平成29年からの4年間の分の経費につきましては、後で調査をいたしましてご報告させていただきます と思います。あと計画のアクションプランということでしたけども、今現在調査と検討をこれからさらに進めていくというよう な状況でございます。資料については年内中にはまとめますけども、計画自体をです ね、もうちょっとかかるかと思っておりますので、年度内にはお示しできるかなと いうふうには思っております。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>今当局の方からも村長をはじめ総務課長、非常に今策定中でいろんな質問をさ せていただきましたが、そのとおりだと思います。途中だから、これから示され る公共施設等の総合計画について、十分に練った上でのご提示を願いたいと思 います。</p> <p>あと、4番についての再質問をさせていただきます。計画には財政負担の軽減・平 準化をうたっておりますが、現在国自体の財政も東日本大震災、度重なる台風・地 震・局部大豪雨等の自然災害、それに加えて新型コロナウイルス感染症対策等 に対して大支出、この間の報道によれば今回打ち出されている分配政策でも、国 と自治体の財政支出は過去最高の55兆7,000億円のような大支出を余儀なく せざるを得ない状態でございます。村の財政においては、将来にわたって歳入の約 半分を占める地方交付税削減等への影響不安が募るばかりでございます。ここで伺 いました小中一貫校新校舎、新魚市場建設となれば当然公債に頼らざるを得ないと思 いますが、投資的経費の中の普通建設事業費の増大により現在のところ健全と判断 されている村の財政の実質公債費比率、将来負担比率はどの程度になるとお考えな のか伺います。</p> <p>榎屋村長。</p>
--	--	--

	<p>梶屋村長</p>	<p>お答えをいたします。資料があるかな、財政計画を立てているというふうに思いますので、課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。あとなかなか経済状況が非常に議員お話しのように読めない状況でございまして、例えば村の税収でいうと、法人村民税なんかは思ったより減ってしまったり、そして逆に今度は令和 2 年度は個人の村民税、所得が減るかなと思ったら、いろんな支援がある中でむしろ増えた。令和 2 年度の所得は増えて、令和 3 年度の課税をしている個人の村民税等は増えているといったような状況にもありまして、なかなか個々の市町村の分も読みにくいですが、今度は国の方では、先般通知があったんですけども、今非常に税収が思ったより下がらないと、むしろ増えているということで、交付税の増額改定を今年度しますよというふうな通知も来ているということで、非常に不透明な中にありますけども、やっぱりいろいろな事業をある程度の財政計画、そして将来負担の部分を考えながらやっていくということが大事というふうなことのご指摘でもございますので、そういったことについて、常々留意しながら取り組むというふうなことにしてまいりたいというふうに思っております。</p>
	<p>議 長 川向総務課長</p>	<p>川向総務課長。 実質公債費比率と将来負担比率の部分でございまして、こういった大規模事業を行う上におきましても、長期計画の中では、計画の中に財政計画の部分で加味しておるものでございます。やはり大規模な部分になりますと、若干公債費関係につきましても比率は上がってくる予想にはしております。ただ実質やるにおきましても十分有益な地方債を活用するもの、あるいはそれを行うために基金の積み立て等を行いながら、一般財源の持ち出しをできるだけ少なくするような意味で財政の負担の軽減といいますかそういったものを行っているような状況であります。基金につきましても教育関係の基金へ常時積み立てを行いながら、そういった部分の財源補填になるような対応を努めておるところであります。将来負担の部分につきましても、それに対応してやはり若干の伸びは示すものというふうには捉えておるところであります。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>4 番大上議員。 今までの総合管理計画についての冊子の中に、ほかの市町村の将来負担比率を見れば普代村に関しては非常に低いレベルで進んでいて、ほかの市町村を見れば、すごい 2 倍なり何なりの将来負担比率が示されていたような感じで受け取ったものですから、ただ今のような大規模なのをやる時に将来の子供たちに負担がどのくらいかかるかというのも心配なもので今のような質問をさせていただきましたけども。総務課長のあれから見れば、そこら辺も加味しながら長期的な財政計画を立てているんだというふうな答弁だと受け取りましたので、それ</p>

	<p>議長</p> <p>中上議員</p> <p>議長 榎屋村長</p>	<p>はそれです。よろしくお願いいたします。以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。</p> <p>以上で、4番大上智議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、6番中上一登議員の一般質問を許します。</p> <p>6番中上一登議員。</p> <p>6番中上一登でございます。1点目の質問として「経済状況や救済措置について」、村長にお伺いいたします。一昨年の増税による国民総生産(GDP)の落ち込みに加え、新型コロナ感染による経済的ダメージにより、経済状況の厳しさが増しております。商店、飲食店、観光関係は厳しい状況にあるものと思います。さらに定置網の不漁も経済に大きく影響してくるものと思われま。このような状況の中で、個人の生活においても、あらゆる救済を施す準備があるのか気になるところでございます。そこで、本村経済の状況を伺いまして、困窮者救済の考え方についてお伺いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>中上一登議員の「経済状況や救済措置について」の質問にお答えをいたします。まず経済状況ですが、議員お話しのとおり、本村でも新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、本年度に県で実施中の3カ月間での売り上げが30%以上減少や1カ月で50%以上減少の事業者への経営支援金事業が、すでに村内で25の事業者が該当というふうになっている状況にもございます。また、以前にもお話ししましたが、商工会さんが独自に行った、元年度と本年度の売り上げ状況の比較調査でございますが、元年度より小売業が38%減、サービス業が40%減、宿泊・飲食業が62%減、生活関連サービス業が46%減ということで、むしろ昨年度、令和2年度より本年度の方は落ち込んでいるといったような結果も出ている部分もございます。</p> <p>それから、定置漁業でございますけれども、これについてもお話しのとおり、3年度続きの記録的な不漁となつてございます。ここ4年間の11月末時点での水揚げ金額の対比でも、平成30年度が11月末時点で金額が3億7,900万円、翌年の令和元年度になって1億8,800万円、昨年度の2年度が1億3,900万円、本年度が1億4,100万円というふうに今年を含めてここ3年になりますけれども、考えられない水準まで落ち込んでいるなというふうな状況でございます。さらに分析をしますと、30年度と本年度の秋サケ分だけの比較をしますと、落ちておるのが2億5,900万円の減少というふうに秋サケ分だけとなっております。全魚種での減少が2億3,600万円ですから、まさに秋サケの不漁が礎建てとか定置の水揚げ減少そのものに直撃しているといったような結果も出ておるところでございます。これが当然に、加工・流通業界にもその雇用者等々にも、裾野広く影響が出ているところであり、もって生活苦など抱えるに至っておられる方々も増えてきているものと</p>
--	--	--

	<p>議長 中上議員</p>	<p>心配もしているところであります。</p> <p>そして、特にもコロナ禍の影響による困窮の救済ですが、国では雇用保険、それこそ雇用調整助成金、住宅確保給付金、学生等の経済支援などや持続化給付金、各種の支援金、さらには生活福祉資金のコロナ特例貸付なども実施をしまして、一定のセーフティーネット対応をしているというふうなことではございますが、全国的には、ご案内のように生活保護申請世帯が減らない、増えてきているといったような状況も見ますと、細部の部分でまだまだ支援・救済が十分な状況とは見て取れないところというふうに思っております。特にも影響が長期化してございますので、この長期化を踏まえて柔軟ないろんなこれまである制度等の拡充・拡大が必要というふうにも考えさせていただいております。</p> <p>村におきましても、国のセーフティーネット制度や県の諸制度などの周知にしっかりと取り組んでまいりますし、必要な拡充措置等についての要望等は県や各市町村、そして関係機関と一緒にやってまいりたいというふうに思っております。いずれ、村内での困窮者の発生状況やその要因など不断の把握にも努めながら、国・県などのどのような支援が効果的で活用ができるのかといったようなこと等々も紹介もさせていただきながら、必要に応じて村でもその国・県等々の隙間を埋めるなどの対応が必要な場合には、議員さん方とも相談をしながら、また各市町村の取り組みの状況等々も見合わせながら、その救済に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますこと申し添えまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>6 番中上一登議員。</p> <p>再質問させていただきます。これは村独自の対応では非常に厳しい状況にあるなというのが感じられますし、嵯峨議員さんも質問されていますけども、漁業者の厳しさというのは本当に危機的な状況なんだろうなというふうに感じておりますし、これは一次的なものではなくて、先々の村の漁業のあり方を考えていかなければならない状況ではないかというふうに思います。最初の質問で国民総生産について出させていただきましたけれども、コロナ前の 2019 年 10 月に消費税が上がっている訳ですけども、その時点で 10 月から 12 月の段階速報でマイナス 1.2%成長というような状況が出ておりました。それからずっと GDP が上がらない訳ですけども、これは日本だけ、先進国で日本だけなんですよね。ほかの先進国はずっと GDP が伸びて個人所得も伸びているという状況の中でなかなか日本が伸びない、日本は給付が 1 回限りなんですよね、国の所得損失の補償も消費税減税なども、ほかの国ではいろいろと行っていると。例えばオーストラリアでは、接客業などに対して、10%を 5%に下げている、イギリスでは飲食業・観光業に関して、20%の消費税を 5%に下げているというような状況で、さらにイギリスでは下がった収入の所得の 80%維持できるように保障するとい</p>
--	--------------------	---

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>うような政策を諸外国では取っている訳ですね。日本だけが何か出し      渋っているような感じがありまして、アメリカでは個人向けのコロナ      に対するばらまきと言われるものですね、給付等合計で、300兆円やっ      ております。アメリカの人口は3億2,000~3,000万人だそうです。日      本の人口は1億2,000万人ですけれども、1回10万円の給付をやって、      昨年12兆円、今年これからやろうとしているのが約2兆円ということ      で全部で3分の1の人口で14兆円のばらまきというよりもちょぼまき      ですね。というような状況なんで、これではなかなか世の中の景気が上      がらないだろうということになってまいります。やっぱりこういった      ことを踏まえた上でわれわれ自治体というか、各市町村でも対応して      いかなければならないなというふうに思います。</p> <p>そういう中で、やはり今日の新聞にもありましたけれども、岩手日報      で盛岡市が国に意見提出を出したということなんですけども、こうい      う状況を各市町村の首長さん方で団結して国に対する要望とか、ある      いは国会議員の先生方へ何か一致団結して申し入れていくとかという      ような動きはないものなのかですね、そういった動きがあるのかどう      か村長にお伺いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをします。いろいろな政党さんから重点要望事項ということ      でおいでをいただいて聞き取りをいただいておりますけども、どの政      党さんでも最初にお話しをするのが現状の状況ということでお話しを      いただく中で、私もコロナと漁業のことで大変厳しいというふうなこ      とでお話しをする中で、コロナの部分についても交付金の増額、使い勝      手がいい市町村それぞれが直接的に考えてその市町村にあったいろん      な対策を取れるようなことということで交付金の増額のこと。そして、      よくあと困窮者の部分については、どうしても最後の福祉協議会の特      例の貸付と、ここにいきまして、そしてこの拡大措置、あるいはそれ      がなくなった際の対応等々を県知事が原資の部分で国に要望しており      ますので、それを基に県社協等に回ってということになっている訳で      すけども。その部分の充実についてのお話しをさせていただいている      といったようなことで、それぞれの政党さんについて、コロナ分の要望      もさせていただいておりますし、町村会としても特別にコロナ対策に      ついての要望ということで1冊作りまして、そして震災分とコロナ分      と、それから通例予算分といったようなことで、国・県にそれぞれ要望      もして取り組んでいるところでございます。それを受けて最終的には      県で、いろいろ県議の先生方と相談をした中で、県議会は県議会、知事      部局は知事部局で要望をしている中でここまできているといったよう      な状況でございます。</p> <p>6 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。われわれには自治体がどういうかたちで一</p>
	<p>議 長 中上議員</p>	

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>生懸命にそういった救済措置を要望しているのかというのがなかなか見えない訳ですけども、いろんなかたちではやってはいるんだろうとは思いますが。テレビ等に出れば分かりやすくどこかの市長さん方も今度の10万円の給付の件で、現金の5万円とかクーポンの5万円に対する不満が結構ある訳ですけども、普代村ではこの5万円の給付というのは、5万円分は予算に載っておりますけども、あとの5万円がクーポンにするかしないか自治体にまかせるというようなかたちで、今日の新聞でもかなり迷走している状態が載っておりますけれども。普代村ではそれに対してどのようにしていこうというふうに考えているのか、参考までにお聞きします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>まだ詳細が今国会で議論している中で、詳細が出ていない訳ですけども、私の方からは、担当課の方に現金だと、できるなら現金でやりなさいというふうなことでお話しをしてございますけれども、担当課では今度はそれがどういうふうな取り扱いになってどういうふうな仕組みでなるのかなといったようなこと。あるいは先に5万円は準備されている訳ですけども、担保されている訳ですけども、あと5万円分を村の財調からでも1回にあれば10万円出したときに、ちゃんと来てくれるのかなといったようなこと等を担当課の方で今一生懸命勉強したりまた情報収集をした中で、できれば私がこうした方がいいというふうに検討しろといったような方向が可能かどうかで取り組んでいくものというふうに思っておりました。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>6番中上議員。</p> <p>クーポン券であれば本当に使い勝手が非常に悪いと思うんですね。全国共通のクーポン券であればいいですけども、おそらく各自治体にまかせるということになると、今度は自治体独自で使えるものというのは限られることになるので、やはり現金の方がいいんだろうなというふうには思いますし。あとは引っ越し等になればクーポン券は下手すれば使えなくなる訳なんで、ほぼ現金ということになるのではないのかなというふうに思いますし、皆さんそっちの方を期待しているのではないかというふうに思いますので、そういうかたちにできればなと思います。</p> <p>あとそれとですね、先ほども村長が言われましたように、村でも隙間を埋めるようなかたちでというようなことを言われていましたけども、どうしても国の制度の中で決まった条件の持続化給付金とか、経営者支援とかいろいろありますけども、必ず条件が付く訳ですよ。例えば1カ月50万円の売り上げが落ちれば出しますよ、3カ月続けば、30%落ちてれば出しますよといろいろ条件がある訳ですけども、30%、もうすでに2年目な訳ですよ。2年間30~50(%)で落ちているということは相当苦しい訳ですよ、今10~20(%)落ちても苦しい訳ですよ、</p>



	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>そういうところはもらえないんですよね、恐らく。恐らくというかももらえないですよ。そうすると個人的なそういった救済資金もあるんでしょけども、それだってほとんど条件がある、そういった条件から漏れるようなケースというのはどのように把握できるのかですね。行政ではどのようなかたちでそれを把握する仕組みがあるのかですね、非常に気になるんですよね。困っても困ったまま救済されないまま困った状態を続けている方というのもコロナに限らずあると思うんですよ。そういったところをどうやって把握しようとして、どこまで救済措置をできるのかですね、そこら辺をうまく言えないですけども、そのようなケースに対してどのように対応していこうと考えるのかちょっとお聞きいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたします。隙間部分の村の対応の件でございますけれども、例えば昨年でいいますと、50%以上ということで国が持続化給付金の分をやって、村が20~50%までの間をやった訳ですけども、実は非常に少ないような感じが実際してですね、活用があれだということで、一生懸命PRしたんですけども、結局減少率が想定以上に50%の方が多かったと、ひどかったというふうなことでそっちの方が多かったなというふうなことで理解をしていかなければならないというふうなことの思いもありましたし。もっとしっかりPRをしたら、20~50%の方もまだ残っていたのではなかったのかなという、期限設定のことでちょっと悩んだりもしましたけれども、いずれそういった反省等を踏まえた中で、今年は県の方で30~50%の部分も出しましたので、そうすれば村の方では前年と比べれば20~30%の部分というふうなことが通例かなというふうなことで思っておりましたので。一応昨年と同じようなライン以上は埋めなければならない、20~30%の部分は埋めなければならない、そして反省に立って、広い申請期間を設けて、そしてやっていかなければというふうなことで思っておりました。</p> <p>そしてですね、実際は申請によってそれを把握する訳ですけども、その申請につきましても、実は商工会さんの方に、まずは大きい率の方に該当にならないか、大きい支援の方に該当にならないかといったようなことで、そっちの方でちょっと見ていただいてそしてそれで率等がやや確定をして、うちの方の対象になればうちの方にぜひということで照会をいただくというようなかたちにしておりましたけれども。やっぱりそういった何と言うか商工会さん等との連携、国・県との連携の把握の仕方によって取り組んでいくことが公平でもあるし、またできるだけ村で周知をすればもれなく拾えるのかなというふうな思いで取り組んでいきたいなというふうに思っておりました。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>事業資金というか、事業をやっている方々はそれなりのあれがある</p>
	<p>議長</p>	

	中上議員	<p>訳ですけども、あとは社会福祉協議会の小口資金ですか、そちらの方も結構例年よりは増えているというふうに聞いておりますし、いつもと違うなというふうな話しは聞いています。個人の方のそういったのは、たぶん恐らく把握しづらいんじゃないのかなと、逆に個人の方で特に普代村の場合はそうだろうかと思えますけれども、個人の方で困窮して困っている状況、恐らくこればかりは社協なり何なりに行って借りなければならないんでしょうけども。そこにいかないと恐らく把握できないんじゃないのかなという、そういった部分はどのような把握の仕方をしているのか、あくまでその人の申し出がないとこれは恐らく不可能なんだろうけども、一応そこら辺も含めた上で少しでも困っている人を漏らさず救い上げていくのが恐らく行政の仕事だろうなというふうに思いますので、そういったきめ細かい部分はどのように対応していけるのかお伺いいたします。</p>
	議長 榎屋村長	<p>榎屋村長。 お答えをします。私どもでも、緊急小口であれ特例の部分であれ非常に活用が多くなって、昨年と今年で10件を超えて10数件活用をいただいているというふうなことでお聞きをしております、小口の場合ですと、漁業等の部分も当然いい訳でございますので、そっちの方も増えてくるかなといったようなことで思って心配というかしております。問題はその際に、自動的に受付てあれするんですけども、元々の原資がなかったらといったようなことにもなる訳でして、その部分については市町村からの要望によって、知事さんが今年4月時点で9割も使われていますよと、だから配分というか国からのそういった部分に出す支援を多くしてくれ、ということ国にすでに要望をしてそのところは注視をしながら取り組んでいるというふうなことでございまして。私どももそういった際にできるだけ活用できない方がないような取り組みをしていくという部分が私どもの部分で、それをあとは審査等するいろんな仕組みを対応していくのは社会福祉協議会さんであれ、うちの福祉課も若干口出しをしながら、できるだけ活用をしやすいというふうなことで取り組んでいければというふうなことでございます。確かに資金の部分多くなってきておりますので、そこも今後の支援策の1つの柱の部分といったようなことで取り組んでいきたいと思えます。</p>
	議長 中上議員	<p>6番中上議員。 やはりこれはですね、一番給付金がいい訳ですよ。本当は一律な給付金。諸外国ではほとんどやっているときえ先ほど申し上げましたけれども、やはりその部分が日本は足りない、その要望していくためにはやっぱり住民・国民・村民に近い各自治体がやっぱり県に行って、県から強くそういったことを要望していかないと恐らく声が届かないのではないのかなというふうな。一国民・一村民として非常にイライラ</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>したかたちで見ている訳ですけども、もっと県もそれなりにそういった状況を分かって一生懸命国の方にもやっているんだらうとは思いますが、結局は給付金 1 回きりな訳ですよ、もうない訳ですよ。給付金さえあればそういった方々も一時的にも助かる訳です。精神的にも助かりますよね。財政問題がうんぬんって結構先ほども出ておりましたが、言われてしまう訳ですけども、これは各国ほとんどさっきあげたオーストラリアとかイギリスとかアメリカだけではなくて結構な国が 30 カ国くらい減税をしてしかも保障をしている訳ですよ。これは日本に限らずどこも国際残高は同じなんです、自国だけ通貨を出している国は。だから同じ状況の中でコロナの救済を、給付金の保証を出しているという状況があるんで、日本だけが無理だということはないと思うんですよ。都合が悪いところはアメリカのマネをしないで、都合のいいところだけアメリカはこうですよというようなよく政府では言いますが、やっぱりそこら辺を地元の現場の自治体等がまとまってもっと声を上げていかなければなかなか国って動いてもらえない、お国の方はわれわれ底辺で生きている人間の状況は把握できない訳ですね、恐らく。それを教えていかなきゃならない、こんな状況ですよというのを教えていかなければならないと思うんです。恐らく分からないと思うんですよ、困っている状況を。だからのんびりしているというような状況があるんだらうかと私は勝手に考えていますが、だからもっと声を上げて要望していかなければというのを強く、何かの機会なり何なりで県にでも各市長さん方と集まったときでも何とか強い要望を出していただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お話しそのとおりでございます。いずれそれぞれの言える場所で一生懸命訴えてまいりたいというふうに思います。先日新年度予算のことで町村会の理事が知事室に行って、それぞれ要望・発言を市町村分のももさせていただく訳でございますけども、私は漁業のことを、「もう取り返しのつかない状況になりますよ」とさっき嵯峨議員さんからご指導をいただいたように、そういった発言をしてきております。やっぱり少ししっかりと説明をしなければ分かってもらえない部分があるので、今後もしっかりしなければならぬなど、発言をしなければならぬなどというふうに思ったのは、例えばうちのように 8 割・2 割の共同経営をしている定置が多いのか、県内で。ほとんどが自営でやっている免許であればそれは給料をもらっている人はそれで漁協からもらっている人はそれで。うちの場合は、自営は確かに赤磯を含めて 3 つありますけども、ほかは共同定置で実際はご存じのとおり各漁師さん方といったようなことになっている、もろにほかとの違いといったよう</p>
--	--------------------	--

<p style="text-align: center;">休 憩 再 開</p>	<p style="text-align: center;">議 長 中上議員</p>	<p>なことがある中で訴えていかなければならない現状にもあります。そういったことをよくまずはしっかりと説明をして訴えていって、県からの支援の考え方、組合のつなぎというのを引き出していくというふうなことも今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。お話しそのとおりでございます。</p> <p style="text-align: center;">6 番中上議員。</p> <p>この件に関する質問を以上で終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p>質問の途中ではございますが、ここで昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。 (11:55)</p> <p style="text-align: right;">(13:00)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p> <p>一般質問の継続を行います。</p> <p>6 番中上一登議員の 2 項目目の質問を許します。</p> <p style="text-align: center;">6 番中上一登議員。</p>
	<p style="text-align: center;">中上議員</p>	<p>6 番中上です。それでは 2 つ目の質問をさせていただきます。「小中一貫教育と小中一貫校建設について」、教育長と村長にお伺いいたします。小中一貫校建設構想が出てから約 10 年経過しております。この間、教育現場では急速なデジタル化が進み環境も変わっております。一方、小中一貫校建設は建設地も決まらず進む気配がなかなか見えてまいりません。三船教育長が就任した直後の、7 年前の平成 26 年 6 月の定例会では、私の質問に対して、「一貫校は当然建つものと思って進めている」と答弁されております。以下、3 点質問させていただきます。</p> <p>1 つ目に、一貫校建設の遅れが一貫教育を阻むものではないと思いますが、「当然建つ」と思っていた一貫校が 7 年経過した今も推進されていないことについて、教育長の思いをお伺いいたします。</p> <p>2 つ目です。一貫校建設に対して、遅れている現状に対する教育委員会内部での意見等はないものかお伺いいたします。</p> <p>最後に、小中一貫校建設という冠ではなくて、「子供と教員の安全のための学校移転」という方向であれば早く進んでいたのではないかとこのふうにも考えますけれども、村長の考えをお伺いいたします。以上です。</p> <p style="text-align: center;">三船教育長。</p> <p style="text-align: center;">議 長 三船教育長</p> <p>それでは議長のお許しをいただきましたので、6 番中上一登議員の 3 点の質問のうち私に対する 2 点についてお答えさせていただきます。まず 1 点目の「小中一貫校建設が遅れている現状に対しての認識について」のご質問にお答えいたします。これまで、議員には何度か小中一貫教育、一貫校建設に対しまして、貴重な質問・ご意見をいただいておりますが、なかなか期待にお応えできず重く受け止めてもおりますし、内心忸怩たる思いもでございます。</p> <p>私が教育長に就任した 7 年前の平成 26 年度には、すでに一貫校の建</p>

設構想委員会、施設整備計画策定委員会が組織されており、一貫校建設に向けての検討がなされておりましたし、前熊坂教育長は一貫校建設について強い思いがございまして、引き継ぎの際にも特にも強調されたことでしたので、私も当然進めていくべきものとの思いであるとき答弁をさせていただきました。しかし、取り組みを進めている中で、平成28年現行の小中学校に相当する過程を併せ持った義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校として、義務教育学校が新設されております。教育委員会では、それまで目指していた小中一貫校に対し、義務教育学校が新設されたことによりまして、どちらが本村の子供たちのためにより有効・効果的かということが当然話題となりました。

参考のために義務教育学校と小中一貫校の違いを簡単に申し上げます。分かりやすい違いは、小中一貫校は小学校・中学校でそれぞれ校長がおり、職員体系も小・中別々となります。それに対しまして義務教育学校は、1人の校長と1つの組織で構成されます。義務教育学校の教職員は基本、小・中学校両方の免許を持った教員の組織となり、より質の高い教員教員組織となります。さらに義務教育学校では、子供たちの成長に合わせ一貫校の小学校6年制・中学校の3年制という枠組みを超えまして、例えば小学校5年・中学校4年とするなど、従来の学年制に捉われることなく教育方針を推進できます。

本年8月に開催された庁内横断の「村政に係る中長期・重点課題に係る政策協議」の中で、今まで進めてきた小中一貫校と義務教育学校とを比較検討し、子供たちの成長にとって「より良い文化」「新しい文化」「学校を核とした地域づくり」「地域に開かれた学校づくり」など、いわゆる「普代型スクール・コミュニティ」を目指す上で、本村にとって義務教育学校か小中一貫校のどちらがいいのか。学校施設用地検討委員会報告の建設予定3候補地の比較検討とも併せ、学校施設を社会教育施設として利用することも視野に検討すること、また既存の学校施設の耐用年数を精査・整備計画の策定も進め、大まかな建設規模を決めるようにとの指示の下、11月から内務検討に入っております。ここ数年の間には、台風被害そして新型コロナウイルス感染症の拡大と不測の事態も続き、建設計画も足踏み状態となっているのが現状でございますし、私の力不足もあり予定通り進んでおらず、村民の皆様にも不安を与えていることは十分理解しているつもりでございます。義務教育学校、一貫校どちらにせよ、相当の予算を確保しなければなりません。子供たちの学びの場として、考え得る機能を持たせた施設の建設に向け、行政サイドともしっかりと連携をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

次に、2点目の「建設が遅れている現状に対しての教育委員会内部の意見等はどうか」というご質問にお答えします。意見とい

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>いますか、建設が遅れていること、それぞれ十分理解はしており、ある意味焦りもごございます。建設に向けての気配がなかなか見えてこないというご指摘ございましたが、1 点目のご質問で答弁させていただいたような経緯もあり、現在内部での検討に時間を要しております。今後内部の検討がある程度まとまり次第、関係部署とのワーキングチームを立ち上げ、具体的な方向付けを進めていく予定でございます。</p> <p>学校規模、建設費、用地の確定、財源の確保等、具体的に詰めていかなければならないこと多岐にわたっております。皆さんにお示しするにはもう少し時間を要しますが、子供たちの将来に向けまして急速に進むデジタル化にも対応した環境整備はもちろん、学校と地域が一体となって子供たちを育て活力を見出ししていく、そのための一貫した学習効果を期待しながら建設を進めていきたいと思っております。議員各位のご理解とご協力を重ねてお願いさせていただき答弁とさせていただきます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>中上議員の 3 点目の質問にお答えをいたします。「小中一貫校建設ということではなく、『子供と教員の安全のための学校移転』という方向であれば早く進んでいたのでは」、との考えについてでございますが、前熊坂教育長さんも議会でお話ししていたと存じますが、小学校の運動場のかさ上げ、その校舎 2 階からの裏山への避難階段、中学校避難所へのかさ上げ連絡路、そして三陸沿岸道路への避難階段の整備で、小・中学校の「安全」はこれにより可能な限りの措置を講じたというふうなことでお話しございました。ただ熊坂教育長さんも、「安心」という面ではそれぞれの方々に感じ方や想いがあることなので、一律に不安の払拭とはいかなかったとお話ししてございました。私もそのこと共有している旨、議会でお話しもさせていただいたこと思い出すところであります。</p> <p>ご質問の安全のための学校移転としていたら現状よりも進んだかどうかは、ただ今お話しさせていただいたとおり一定の安全確保がされたとの共通認識があったと思えますと、実際の被害状況を踏まえての事業採択が受けられたかの点や移転での補助率の面など勝手に考えさせていただきますと、早く進んだかはすみませんがよく判断をできないというふうなことに思っております。いずれ、いろいろな方向からのあらゆる手段を駆使しての取り組みが早く行われ、そして早く進んでいくこと肝要だった訳でございますが、災害の多発などもあり、結局建設候補地を 3 カ所に絞っていただくまでにもその後にも時間が掛かってございますことお詫びを申し上げる次第でもあります。そして、補助災害復旧事業の全部が今年度発注見込みが出るといったようなこと、さらに災害分の単独事業となります治水対策、上区の部分の対策におよそ 3 億円余でこの事業ができるのではないかとといったような目途</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 中上議員</p>	<p>が付いた中で、教育長からも答弁がありました、「重点課題政策協議・サマーレビュー」というふうに呼んでございますけども。これにおきまして、全国的な学校施設の改築までの平均年数が鉄筋コンクリート造りの場合、概ね42年となっている状況やその改築の周期の目安・目標などを定めている地方公共団体の約7割以上が54年経過以下で更新というふうな考え方でおる中にありますので、そういった中で本村の現状、普代小学校が53年経過、普代中学校が42年経過となっていることも踏まえまして、一体型一貫校になりますか義務教育学校校舎となりますか、これにつきましては令和6年～8年度の3カ年で建設工事から備品整備まで全てを終えまして、9年度当初の開校目標で取り組むこと、これを内部でしっかりと確認をさせていただいておるところでございます。いずれ、今後建設候補地の決定なども行われた後で、もう少しはっきりとした内容も詰めて、資料も取りまとめた上でしかるべき説明などしていくことというふうにさせていただきますけれども、今現在それについてのいろんな方向付け準備等しておりますことご理解をいただくようお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。最初の1点目の教育長が言われた義務教育学校、これは勉強不足で初耳の、28年に創設されたということで初耳でしたけども、聞いていると小中一貫校とそんなに変わりがないような感じはするんですけども、これが、小中一貫校が建設とあまり関係なく進んでいる訳なんで、これはこれ、建設は建設だと思っております。これによって、建設計画がどうのこうのということでもないんだろうと思っております。教育委員会内部でも内部の検討はされているということでしたけれども、かなりわれわれ村民に対してはほとんど情報が滞っている状況が続いていますものですから、建つものか建たないものかさっぱり訳が分からないような状況になっております。内部の検討と言いましても、公表できない部分ではないような気がするんですけども、少しずつでもですね、小出しにでも経緯・経過を公表しておけば一回にどんと出すよりはいろいろと話しが進みやすいような気がするんですけども、そこら辺というのはどんなものなんでしょうか。</p> <p>それと最後の一貫校建設という冠ではなく進めればどうかということで、それは分からないことなんですけども、ただ何となくですね、最初は震災があった、そしてあそこが危険ではないかという話しが非常に盛り上がった部分がありまして、それがだんだん一貫校建設の話しに、一貫教育という話しにすり替えられていって安全ということが何となく隠されてしまったような印象を私は持っているんですね。いろいろかさ上げをしたりとか、避難路を造ったということですけども、それは危険であるから故にやった訳であって、移転に勝る安全はない訳ですね、あそこは場所として。誰が何と言おうと、場所的にいろいろと</p>
--	--------------------	---

	<p>議 長 三船教育長</p>	<p>取り繕っても安全は移転というものには敵わないということだと思っ  んですね。だから移転はせざるを得ないんだらうというふうに思いま  す。今最後の方に令和6年から8年に3カ年計画で建てるというふう  に言っておりますけども、まだ候補地すらない状況の中で、本当に果た  してあと2、3年なんてすぐに過ぎますけども、どれくらい具体的に内  部の検討が進んでいるのか、全く分からない状況ですので、何かもう少  し具体的な話しをしていただけないかなというふうに思います。恐ら  く村民のほとんどの皆さんが、人口減少、少子化の中で、学校建設をし  て一体大丈夫なのかどうなんだろう、建てても今度は入人がなくな  ったらどうするんだというような心配は誰もが持っていると思うん  ですよね。だから学校はいらないんだというふうな話しには絶対なら  ない、じゃあ人口減少が進めば全部いらぬのかという話しになると、  そうすると村がしばむ一方になります。それを土台にした考え方でや  っていくとしばむ一方にしかたないですよ。じゃあ最後に村はない  方がいいのではないかという話しになってきます。だからそういった  話しになっていかないように、いろいろと盛り上げるためにも前に  進む話しをやっていかなきゃならないと思うんですよ。</p> <p>極端な話しになるかもしれませんが、例えば学校建設に関して  もですね、荒唐無稽な話しに聞こえるかもしれませんが、村内の経  済を立て直すためには、村内の大工さん全部を総動員して学校を何年  か木造で建築して、敷地バラバラでも建設して、例えば校庭はどこかB  &amp;Gを使うとか広いところに行ってバスに移動してやるかまででも  すね、そういうふうにしてできないものなのかなと。施設が建つとい  うことは資金が動くということで、経済に大きく影響する訳ですよ。だ  から施設が建つことは悪いことではないし、老朽化は当たり前でその  老朽化を直していくのもまた資金が動くのでそれが経済ですよ。と  思いますのでそこら辺3点よろしくお願いします。</p> <p>三船教育長。</p> <p>まず1点目の義務教育学校ですが、先ほども説明したように、それ  までは小中一貫教育の中での小中一貫校ということで、普代村の場合  は併設型で小中一貫教育を進めてきたという経緯でございます。施設  を一体にして小中一貫校にするのか、併設にするのか隣接にするのか  みたいなことも協議したんですけども、そうやっている中で義務教育  学校というのが出てきてまして。先ほど説明したように、小中一貫校であ  れば校長室が2つ職員室が2つ、小学校の生徒・中学校の生徒がいる。  義務教育学校というのは、1人の校長で1つの職員室で小・中の両方の  免許を持った先生が、要は簡単に教科担任制のような仕組みをしてい  る、子供たちの発達に合わせて学年も区切りを付けれると。一貫校はあ  くまでも6年間と3年間というようなかたちになりますけども、どっ  ちがいいかと、今お話ししたようにどんどん子供が減少していく中で</p>
--	----------------------	--



	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>別々にやった方がいいのか、やはり 1 つの校舎に集めて社会性を身に付けさせていくためにも進めた方がいいのかというような議論もなされておりました、今後それを進めていきたいなというふうにも思いますし。また、もう少しやっていることを村民の皆様には知らせた方がいいというのはまったくそのとおりだと思いますので、今後検討をしていく中で公表できる部分につきましては、村民の皆様にもお示しをしまして、やっぱりちゃんとやっているんだなというのを示していけるような体制をつくっていききたいというふうに思います。私からは以上でございます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えさせていただきます。いずれ前にもお話ししましたように、自治体が普代村としてある以上はそこで義務教育をやる施設を造りたい造るべきだ、あるべきだというのが基本の思いであります。あと、いろいろ状況が変わってきたり、いろんなことはありますけども、いずれそれには変わりはないというふうなことであります。一貫校を一体型なのか義務教育学校なのかといったようなことでは、やっぱり整備する内容が、今教育長もしゃべりましたけども違ってくるので、そこに悩みがあったんですけども。いずれ議員さんも先ほど同じように同じようなもので、その中で一貫教育をすればよくて、そしてそれが求めるものであってその中で義務教育学校であれば小学校と中学校のいわゆる統合と。私の考え方は文書の見方とは違っているか、統合ということになれば、統合に対しては国の補助率も高い、別にそのためにそれを選ぶ訳ではないですけども。そういったこと等も考えた中で、規模・財政計画等々を、いずれこの間のサマーミーティングでしっかり決めて、11 月からは月に 2 回ずつ担当課の各課長等が集まっているような協議連絡をしながら前に進みましょうというふうなことでありますし、それに対して、村長もしっかり関わってやれというふうな課長さん方からの意見も聞いておりましたので、いずれそういった進め方で何とか頑張って前に進めたいというふうなことでございます。あと教育長もお話ししたように、やっぱり情報提供といったのは大事でございます。後々のいろいろな協力体制等を踏まえてもやっぱり必要だということでも教育委員会と一緒に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>あと建設方式については、内容等、規模等が決まらなると木造の方が高い場合もあつたり、今は大抵の建物は木造で強度があるのでできるということですけども、金額的なこともありますし、ただ環境というかには非常にいいといったようなことで。そこらについてはまた別途進む中で協議をしていききたいというふうに思っております。</p> <p>6 番中上議員。</p> <p>例えば、人口減少が進んでいくと学校が機能を果たさなくなるようなことにもなるかと思うんですけども、それにも対応できるような福</p>
	<p>議長 中上議員</p>	

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>祉的な高齢者も入れるような機能もすぐ備えられるような運営ということも今後考えられるのではないか。そのためにはさっき村長が言われましたように、建て方によって全然設計も違ってくるものですから、そういったことも考えて今からできないのかなというふうにも思いますし。あともう 1 つ村民のある意見では、他市町村との統合でできないのかと、実際、今部活動は人数が少ないのでほかの学校と合同でやっている訳ですけども、他市町村との統合という話しにはほかの首長さん方とはならないのかな、そんな話しというのは出ないものかなというふうに思うんですけども、そういった可能性もいかなもののでしょうか。それと時間もありませんけれども、6、7 年前に総務常任委員会で子供さんを持ったお母さん方と意見交換会をやったことがあるんですけども、その中で一貫校を建てるにあたってあるお母さんの意見が今でもずっと覚えているんですけども、「学校づくりというのは村づくりを考えた上で学校は造っていかなければまずいんじゃないんですか。どういうふうな村づくりをしていこうということによって造り方もあり方も違ってくると思うので、村づくりはしっかりやってもらいたい」というような話しがあって、まさに本当にそのとおりだと思うんですけども。だからそういったもし小学生の数が少なくなって学校の機能が余るような状態になったら、すぐ高齢者とか福祉的な活動にもできるようなそういった臨機応変な建て方というのがあってもいいんじゃないか、もしそういう縛りがあったらこうでなければだめだというようなのであれば村独自でやってもいいような気がするんですけども。余計な話しでしたね。そういうことをいかなもののでしょうか。</p> <p>それともう 1 つ、候補地というのを具体的に考えていないのかどうかですね。村長がですね、今言われた公約で一貫校を建設すると言っていたがどうなったんだというような意見もありますのでですね、村づくりのビジョンと併せて具体的にどういった場所を想定してどういった希望的な建て方があるのか、村長の夢というか、その部分でお話ししていただければと。そして具体的というか、はっきり 6 年から 8 年なんで、もう建てると言っていますので、そこら辺を確実なものに返答をいただきたいなというふうに思います。</p> <p>もう 1 つ、建設ありきという方向でいくのかどうか、これを振り出しに戻ってもう一回立て直して、さっき言ったような他市町村との合併とかそういうことも考えられるのかですね。これありきで考えてばかりもいられないのではないかなというふうにも思います。そこら辺についてもお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>時間もないですので、少しかいつまんでお話しさせていただきますが、まず極端な例で言いますと、候補地の選定の委員さんの中には、「新しいのを建てないで修理して使ったら」というような極端な例があっ</p>
--	---------------------	--

	<p>議長</p> <p>森田議員</p>	<p>た訳です。それは先ほど言ったように、やっぱり自治体があって人材育成を担っていくには、自治体で持たなければならないというふうなことに思っております。そのための指針となることを、例えば今現在 42 年と 53 年で、全国的には 54 年が全ての自治体の 7 割くらいがそこらで見切りを付けているよといった中で、これから 5 年たてばその時期になるといったようなことで、これは何とか期限があるような感じで取り組まなければならないというふうなことで思っております。そのために今いろんな年数等を調べて取り組んだことでもございますし。</p> <p>それから他市町村との部分、確かに私も青森県の自治体に研修に行った際に、事務員、小学校の学校運営をすること自体を隣の町に委任するといったような取り組みでやっているところもありました。けれどもその条件は、やっぱり相手の学校の規模が十分だとか、それからいろんな面での取り組みがということになりますので、今現在隣近所見ましても、例えば野田村さんに今建てている部分に私のところで進めようとしている一貫教育的な部分でのスペースがあるかといえどそこでも確実にない訳ですし、やっぱりここは村で造ってというふうなことでいかなければならないなというふうなことで思っております。すみません、長くなりましたがそういった思いでおりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>時間オーバーでございます。</p> <p>(「はい、ありがとうございます」と中上議員)</p> <p>以上で、6 番中上一登議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、7 番森田幸一議員の一般質問を許します。</p> <p>7 番森田幸一議員。</p> <p>7 番森田でございます。「普代村の漁業の現状と課題解決策について」と題しまして、村長にお伺いいたします。日本の漁業生産量は、昭和 59 年の 1,282 万トンとピークに減少傾向にあり、その後、平成元年は 1,191 万トン、平成 30 年には減少しまして 442 万トンまで、半数以下に減少しています。岩手県の定置網漁業の主力漁獲物であるサケについて申しますと、平成 8 年 1996 年の 7 万 3,000 トンをピークにその後減少傾向にあり、2017 年は、7,289 トンにまで減少しています。本村のサケの状況を見ますと、県の発表でございますが 11 月 30 日の時点で、普代村のサケの漁獲高は定置網が始まって累計で 4,603 尾、金額で 1,500 万円。まるで 1 桁も 2 桁も違うのではないかというような数字で大変に驚きの数字であります。これらは近年、海水温の上昇やプラスチックごみなど海洋汚染の問題が起き、普代村の漁業もこれらの影響を受け、サケ及びその他の魚の漁獲高の減少につながっているものと思います。ほかのいろいろな漁船漁業とかそういうものも深刻な影響を受けて、本当に普代村の漁業も深刻な問題になっています。今まで同僚議員が話しておりますとおり、漁師さんから 2、3 お話しを聞くと、「経費にも</p>
--	-----------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>ならない、そしてまた生活費にも困る、私たち高齢っていうか年取ったものは頑張ってもいけるかもしれないけども、若い人は生活が待たなしだからこのような状況だと本当に漁師をやってられない」という話を聞いて本当に大変だなと思って聞いてきました。</p> <p>そこで、村長にお伺いします。普代村の漁業の現状と課題、その課題解決に向けた取り組みについて考え方を伺います。よろしくお願ひします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>森田幸一議員の「普代の漁業の現状と課題その課題解決に向けた取り組みについて」の質問にお答えをさせていただきます。現在、記録的な不漁に直面している本村を含む県内市町村での漁業が将来にわたりまして持続されていくためには、環境変化への弾力性を確保できる操業体制や漁業経営の確立にそれぞれ自らも努めていくことが重要というふうに言われております。特に、漁業者等が近年の環境変化に伴い直面している事態が中長期的に続くリスクであるか、着実に勉強もし把握もすることや生産や流通の加工現場も先々において単一的な魚種・漁法に頼るばかりでなく、いろいろな操業や事業への取り組みを行っていくようにしていくこと、さらには二酸化炭素の排出量削減や省人化、機械化、さらにはSDGsのこと等々に積極的な取り組みも行うなど必要というふうにされておりますし、そのように思っております。</p> <p>個別具体のことに若干触れさせていただければと存じますが、本村の養殖漁業では、一部未利用漁場の漁協自営での活用による、ワカメ・コンブの増産とそこでの新規漁業者の養殖業実践により、先々の養殖漁家の減少に歯止めをかける取り組みと、並びに労働力不足の解消のための外国人研修生の活用などを行っていければというふうに思うところであります。定置漁業では、本村の重要なまさに財産であります定置漁場、とりわけ共同経営漁場の持続がなくなっていくよう、各漁場の経営状況によつての自営化や作業の共同化などのあらゆる方策を模索・実践していくことが必要というふうに考えさせていただいております。また、その他では、漁港ストックの活用や効果的な給餌により、つくり育てる漁業をより推進するとともに、民間企業などとの連携によるこれまでは扱ったことのない魚介類の養殖実験や、漁業体験活動などの積極的な展開あるいは提供を行っていくことも、まさに本村漁業の将来的な持続化につながるものというふうに考えさせていただいております。それらのこと、権利関係のこともございますが大変に難しくもあり、調整なども困難を極める訳でございますけれども、いずれにせよ、今回の不漁を短期的な変動と安易に判断せず、これまでに経験したことのない変化が起きていると受け止め、国・県・村も、そして、漁協・漁業者・研究者も一体となって課題解決に取り組んでいかなければ</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 森田議員</p> <p>議長 榎屋村長</p>	<p>ならないこと、みんなで共有をしまして今までにない取り組みを行っていくこと大変必要だと思っておりますし。そういった取り組みについて、村も積極的に可能な支援など行ってまいりたいというふうに思っておりますこと申し上げまして答弁いたします。</p> <p>7番森田議員。</p> <p>再質問をさせていただきます。ただ今村長よりいろいろな方策を述べられましてそのとおりでなと思います。そのとおりではありますけれども、これからそういうふうに取り組んでいくというふうにおっしゃっていますけれども、私の感じるに待たがない、さっそく明日からでも漁民のみなさん、それから漁協さん、村・県・国と協議をいたしまして、普代村に取り入れられる具体策を検討して進めていかなければならないのではないのかというふうに思います。それにはやっぱり私も村長もおっしゃいましたように漁民の皆さんとか会社とか企業の皆さんが主体的になって、こういう難局に挑んでいかなければならないと思います。それには村・県・国が力強いバックアップをして乗り越えるようにならないといけないと思いますが、もう少し村長の力強い具体的な取り組みに向けての、漁民の皆さんが希望を持てるような発信をしていただきたいので、もう少しまたその辺のことについて詳しくお伺いできればと思いますが、よろしく願います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。議員さんも今お話ししたかとは、私はいいように聞くのでそうかもしれませんけども、村が直接そのほとんども取り組んでいくということではなく、村は積極的に強く支援をしていくというふうなことで恐らく議員さんもお考えだと思うし、そうお話しになったと思いますけども、そういったことで取り組んでいかなければというふうに思っておりますし。また途中お話しがあったように、それをみんなで連携をして取り組んで何よりも、ちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、過去に私が思ったようにまたいつかは来るやと、またサケは放流して積み重ねていけばまたいつかは来るやではない事情にあるのが現在の状況かなと。海水温が上がってきてベーリング(海)に届いているのか、そこから下がってくるのかどうなのかといったような状況で前の状況等とは違うので、これに対する柔軟なとか、そういった取り組みをちゃんと準備をして着実にやっていくということで、全く新しい部分の取り組みも必要だと思いますし。それには漁業者・漁協さんのみでなく、もしかしたら企業あるいは技術者、いろんな分野の技術者等々が参画をするような取り組みを考えていかなければならないのかなと、そこらの部分をみんなで取り組んでいかなければというふうに思っております。</p> <p>何といたしますか、今いまの支援も当然検討をしてやっていかなければならない部分でございますが、この先20年も続くのを現状のまま工</p>
--	---------------------------------------	---

	<p>議 長 森田議員</p>	<p>夫をしないで支援だけしていたってこれは当然始まる訳でもありませんし、愚策中の愚策ということになってしまいますので、そこら辺を両立をしながら、短期部分、中長期部分を組み合わせながらやっていくような取り組みをみんなできればなというふうなことを思っております。漁業者に対しての強い発信にはならないというふうに思いますけれども、議員さんもお存じのように私も漁家の生まれでございます、小さいころからワカメも手伝ったりコンブも手伝ったり、あるいは定置網がとんでもない災害を被ってみんな総借金だというふうな状況で、それならみんなで資産を担保にして借金をしてやっていくかと。そういった状況を自分なりに見てきた中で、そういったことが二度と起こらないように、またいつかはそのときに復活した普代の漁業のように、また現状がさらに復活していくようなそういった取り組みをみなさんとできればいいなというふうに思っておりました。</p> <p>7 番森田議員。</p> <p>ありがとうございます。そのとおりでございます。村民自らが、力強く一步を踏み出すことになるような支援をしていかなければならないと思います。先日われわれ議員は、宮古市とか南三陸、それから小名浜、気仙沼かな、に視察に行っていました。その際に思ったんですけども、村長がおっしゃったようにまたサケがいつか戻ってくる、そういうことも考えながらでしょうけども、ちょっとそういう事情が最近は変わってきていると私は感じています。気候変動・海水温の上昇、これらは全世界的な変化によって起きていますので、30年・40年・50年前、私たちが子供のころにも不漁があったようにですけども、そのときの不漁はちょっと調べたんですけども、魚種によって周期があるようですね、そういう周期的なものだったりして、老人の漁家の方々は「これはまた来るから諦めないでやっっている」と言っていて、それでも通じたんでしょうけども、昨今は昔の経験に合わないような状態になってきています。それでやっぱり新しい取り組みも考えなければいけないというふうに思います。ちょっとこういうインターネットとかで見ますと、実際に私達が視察したサーモンの養殖とか、ウニの養殖ですね、それから宮古市で見学させてもらったホシガレイというカレイの高級魚の種類だそうですがその養殖、そういう昔からも育てる漁業をこれからはやっていくんだということで30年40年前からそういうふうになっていますが、さらに育てる漁業も海ではなくて陸で海のもの育てるような時代にもなってきています。やっぱりそういうふうな取り組みを普代でも始めるべきではないのかなというふうに思っております。久慈市なんか銀鮭の養殖、宮古もそういうような養殖をやっています。またホシガレイは宮古市と県の水産試験場ですか、それが共同で開発している。</p> <p>やっぱりこういう状況が変わってくる中で、先ほど村長さんは村が</p>
--	---------------------	--

	<p>議 長        榎屋村長</p>	<p>主体的ではなく漁業者が主体的と言いましたけども、私もそうだとは思うんですけども、それだけではなく、村がこういうのもある村もこういうことをやってみる、そうやって漁業の現状を打破していくようなやり方もやっていかなければ、今の普代村の低迷している漁業を打開していく一歩にはなかなかいかないような気がしています。その辺も併せてまた答弁をお願いします。</p> <p>榎屋村長</p> <p>お答えをさせていただきます。漏れがあるかもしれませんが、いずれ感じた部分をお話しさせていただきますけども、今の特に 3 種類の魚の不漁といったようなことで言われるんですけども、周期変動ではないというふうなことが言われます。よくそういうのが出ているということは研究者の方々も相当研究した中での話でしょうから、やっぱりそこらを先ほどお話ししたように、短期的な部分でないということをみんなで受け止めて少しずつ変えていかなければならない、漁業者も加工業者さんもいろんな方々もといったような思いでいるのはそのとおりでございます。いずれ村もサーモンのものであれウニのものであれ検討をしたい訳でございますけれども、やっぱりそこにはバックとなる企業がなければ、どこもある訳ですからそういったものと相談もしていかなければならないところでありますし。例えば最近よく言われているのはサケの放流・ふ化する施設、捕れないのにどう使っていくんだと、それだったらサーモンの養殖に、丘のにしたらといった極端な話し等もある訳ですけども。そういったのはわれわれで検討できることではなく、やっぱり漁業者の方々が検討してやっていただければ、それを村が改修とかいろいろな部分でバックアップをしていければなというふうなことにもなる訳でございますし。</p> <p>また、村長はおかしいんじゃないかというふうに言われているかもしれませんが、例えば 1 人の漁業者でない方が蓄養をしたいというのに、村の条例部分を適用した中で、漁港の一部の端を貸して、そして海水を吸い上げさせて、そして今料金はもらっているんですけども、条例違反ではないんですけども、そうやってやらせているところも黒崎の前浜であります。それは成功するかしないかはともかく、そういったのにみんなで協力しようといったようなことで取り組むことも一つ今後大切なのではないのかな。もしかこれが成功すれば「一般の人がやっていて、何で漁業者がやっていないんだとしゃべられるんだよ」というふうな気持ちになって考えてくれればなというふうなことで思っておりますし。もろもろ村もできればインセンティブではないんですけども、いろいろ改革をしたいということで、すき昆布の乾燥について、燃料をできるだけ少なく使う仕組みとか棚の並べ方をといったのを業者とか県立大学だったかな、に実証をしてもらって試験をしてもらったりというふうなことで、漁業者さんにバックはするんです</p>
--	----------------------------	--

議 長  
森田議員

けども、なかなかそこらがうまく実際の現場に出てこないということで、われわれも反省をしなければならないんですけども。今るる言っているのは単に収入補填ではなく、そういったことで経費節減でそういう取り組みで所得をあげようというふうな取り組みであれば村も議員さん等と相談をして、そういう投資について補助をしたいんですよ、それは先々につながっていくことなんですよ、当然に二酸化炭素の減にもつながりますし、またその年々の収入にもつながりますといったようなことで進めていきたいんですけども。そこら辺が力不足で進んでいないんですけども、いずれ議員さんからもお話しのように着実に進むように村も取り組んでまいりたいというふうなことで思っております。

7 番森田議員。

飲み込みが悪いのでお伺いします。やっぱりこの状態はまた来年度も再来年度もということになれば同僚議員も話しをしてみましたけれども、本当にとんでもない状況になるような気がします。漁業関係をはじめ、また同僚議員が今朝陸前高田の方で、企業が倒産したという話しをしましたが、そうすれば企業の方にも影響が出てくる、村の経済の大きな部分がだめになってしまう。同じ繰り返しになるかとは思んですけども、漁家の皆さんにもこれではだめだ何かしなければというのは思っていると思います。その機運をうまく醸成してかたちになるような手助けをあまり村が主体的にならないように脇からでも後ろからでもやってかたちをつくっていけないものかどうか、このままではないと思うんですね、漁師たちも漁家の皆さんも、でもやっぱりそこに村ももう少し、私の思いは村の力を貸していただきたい、それがどういうかたちなのか私も今すぐこういうかたちがいいと思う、こういうかたちにしてくださいとかそういうところまではまだ考え付かないんですけども、とにかくとんでもない、サケについてだけでも。

これは本当の数字なのか、昨日も一昨日も夜中までインターネットを見ていてあれなんです、養殖ワカメの生産、何ていうかな収入がどういう単位でどういう計算でそう出てくるのか分からないけども、ホタテ養殖の場合は900万円くらいで、養殖ワカメは50何万円という収入の差が、東北の養殖漁業者の所得というのでどこかのインターネットで見たときに出てきたのでメモしたんですけども。ホタテ養殖漁家は漁業所得が平均が905万円だと、ワカメ養殖の漁家は56万円、びっくりして詳しく調べれないくらいびっくりしたんです。普代のワカメを作っている人もこれまでではなくても私の思っていた数字とはほどほど遠い数字でびっくりしたんです。何も考えられないというか手が動かないような、こんなに、本当だろうか、たぶんこの一般質問の中で村長さん、役場にはそういうデータもあるので、それは違いますよとこの数字を訂正してくれるものだと思いますけども、このように思っ



	<p>議長 柎屋村長</p>	<p>たよりも漁業者の皆さんも大変な状況にある、その中でサケも不漁で所得が上がらない、こういうような状況です。先ほども何回も言いますが、もう少し役場・行政が漁家の人たちが頑張るような方向に持っていくようなことを考えられないのか、再度何回も同じようなことを言っておりますけども、その辺のことをまた村長さんのお考えをお願いします。</p> <p>柎屋村長。</p> <p>いずれ村も、漁業者の方々漁協さん等々がそういった取り組みができていくように共に取り組んでいきたいというふうに思っております。具体的な取り組み等、いろんな部分で細々ある訳ですけども、いずれ連携をして取り組むというふうなことが大事だというふうに思っておりますので、そのように取り組んでまいりたいというふうに思っております。そういったことで、いずれいろんな指導等も県からもいただきながら取り組んでいきたいというふうなことで思っておりました。再三になりますけども、村も頑張りますし、漁協さんとも連携を取って頑張りますし、漁業者の方々とも相談して頑張るという思いがありますので、何とかそういくようにご指導もお願いさせていただきます。</p>
	<p>議長 森田議員</p>	<p>まだありますか。7番森田議員。</p> <p>最後に、前の同僚議員の議論にもありましたけども、ある漁家の人と話しをしていて、「新しい市場を何億円もかけて議員たちは本当に造らせる気なのか」とそう言われて、市場に揚がるものがなかったり、市場に行く漁民がいなくなる、極端な話しですけどね、そういうときに市場を造るのかと。その人は極端な意見の人だったかもしれませんが、そうでなくてその予算をサケがいっぱい捕れるとか、アワビがいっぱい採れる、ウニがいっぱい採れるようなことの施策に使うと、そして漁家を守っていかないと、それこそことわざにもありますけども、そういうようなことになってしまう、そういうことも言われました。</p> <p>あともう1点はアワビ、ウニとかナマコとか、ヒラメとかそういう稚魚・稚貝の放流に変わらず村では補助を出していけるのか、私はこの議論も前からあるんですけども、放流したアワビ、それからそういう魚は、もちろんいい場所・適地を選んで適宜に放流しているんだと思いますけども、そういうものの成果があまり上がっていないような気がします。そういう漁民の皆さん・漁業に、村もこれから補助とかそういう施策をしてまたいかれるのか、その2点をちょっとお伺いします。それで終わります。</p>
	<p>議長 柎屋村長</p>	<p>柎屋村長。</p> <p>まず放流の件でございますけれども、議員さんおっしゃるような成果が上がっていないということがはっきりであれば、今漁協さんは県からの助成と村の助成でアワビとナマコの放流をして負担はしていないんですよ。それが本当にそういうことであって確実なことであれば、</p>

<p>普代村過疎地</p>	<p>議長 森田議員</p> <p>議長</p>	<p>何も私どもも無駄なことにお金を費やす何ものもない訳でございますし、効果があるような放流の仕方をするように何か研究をしてくださいと。例えばよく言われるのは、潜水夫さんを入れてよく定着させるまでに、私も分からないですけども上からばらまくと身を出してあれになって、魚等とかいろんなのに食べられるといったことで、それが全てではないでしょうけども。いずれそういった工夫をしたり、あるいは今もやっていただいておりますですけども、効果的なことについて検証をして、そして教えていただいて数量的なものをお知らせをいただいているというふうな状況でございます。いずれ無駄をやっているというふうに言われるのであれば、やっぱり少し考えていかなければならないことにも当然なる訳ですので、そのところを少しみんなで考えながら効果があるような取り組みをしていくように取り組んでいきたいと思います。</p> <p>あと、確かに言います聞きます。「魚が揚がらないのに、先々どうか分からないのに市場を造って大丈夫なのか」といったようなことですけども、いずれ今が悪くても取り組みによって魚が増えた際に、うちの市場が隣の村とかいろんなところから魚が揚がるような、いろんな加工流通の業界も何と申しますか仕事が増えていくような、それをやっぱり先々に向かって可能であれば目指すということが私は今考えていくべきことの1つかなというふうなことで思っておりました。過去に反対があった漁場を潰して、そしてそれを新港にしているからうんぬんかんぬんではなくて、やっぱり先々にうちがここの近隣市町村の中で漁業が立って行って、「普代に持って行けば、いい市場もできたから、高く売れるからそこに持って行こう」というふうになっていってくれば、あるいはそれを目指すことも先々の漁業者のためだな。今魚が捕れないからそれじゃあやめて、いつ捕れるようになって、いつスタートをするんだって勝手にあれできるものでも、事業ですので難しい状況もありますし。そこらのことも現状の判断が非常に難しいですが、今のところそう思っていましたし、なお関係の方々とも相談もしていかなければならないというふうには思っておりますけれども。単に今水揚げがないからやめてしまえというふうなことを聞いたからって、そのことを伝えていただくのはありがたいですけども、その中で私の、そして漁協さんの思いというのをも参酌しながらご指導等をいただいたりご協力もいただければ本当にありがたいなというふうなことで思っております。</p> <p>7番森田議員。</p> <p>今年度が普代村の漁業にとって底で来年度から上向きの方角に向かっていくことを祈って私の質問を終わります。ありがとうございました。</p> <p>以上で、7番森田幸一議員の一般質問を終わります。</p>
---------------	------------------------------	--

<p>域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について</p>	<p>山田税務出納課長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p> <p>議長</p> <p>山田税務出納課長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p> <p>議長</p> <p>山田税務出納課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、一般質問を終わります。</p> <p>日程第 6 議案第 8 号「普代村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>山田税務出納課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第 8 号につきまして、その内容をご説明いたします。</p> <p>(以下、税務出納課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>4 番大上智議員。</p> <p>4 番大上智です。質問いたしますけども、この条例の対象者となり得る人は村内・村外は問わずということでしょうか。</p> <p>それからあと 1 点、条例案の概要っていう文書もいただいている訳ですけども、その件に関しての質問してもよろしいでしょうか。条例案の概要っていう文書の 3 行目に「要件を満たした事業」っていう文言がある訳ですけども、この要件を満たした事業っていうのはどういう事業を示しているのかご説明をお願いします。</p> <p>山田税務出納課長。</p> <p>まず村内問わずといいますか、こちらの方は村内の方に限りますので、こちらの方は村内のもんです。</p> <p>それと対象となるのは、この業種にはなりますけれども、過疎地域での製造業、あとは農林水産業、そして旅館業、情報サービス業等、こちらに関する事業の用に供するというものに対して、設備の投資するものに対して免除するというものでございます。</p> <p>4 番大上議員。</p> <p>今ちょっと聞こえなかったんですけども、1 問目の対象者は村内だけに限られるんですか、それとも村外の方が来てここに、それでも対象者になるっていうことですか。</p> <p>質問はそれだけですか。</p> <p>(「そうです、すみません」と大上智議員)</p> <p>山田税務出納課長。</p> <p>すみません。村内、村外から来た方でもこちらの方にあれば大丈夫ということですか。</p> <p>(「来た方って、普代村に該当資産を持っていればということ、県外の人でも村外の人でも」と榎屋村長)</p> <p>そうですね。該当資産を持っていれば、すみません、ちょっと説明が。</p> <p>(「分かりました、終わります」と大上智議員)</p> <p>いいですか。</p> <p>(「はい」と大上智議員)</p>
-------------------------------------	---	---

<p>普代村職員の サービスの宣誓に 関する条例及 び普代村固定 資産評価審査 委員会条例の 一部を改正す る条例につい て</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>川向総務課 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 号「普代村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 9 号「普代村職員のサービスの宣誓に関する条例及び普代村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、議案第 9 号についてご説明させていただきます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 9 号「普代村職員のサービスの宣誓に関する条例及び普代村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 14 号「旭日区地域活動拠点施設解体及び建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」を、議題といたします。</p>
<p>旭日区地域活 動拠点施設解 体及び建築工 事の請負変更 契約の締結に 関し議決を求 めることにつ いて</p>	<p>森田政策推 進室長</p> <p>議 長</p> <p>森田議員</p>	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>森田政策推進室長。</p> <p>議案第 14 号でございます。</p> <p>(以下、政策推進室長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>7 番森田幸一議員。</p> <p>旭日区の地域活動拠点の工事についてちょっとお伺いします。この地下水の流入というか流出は全く予測されなかったものなのか。</p>

	議長 森田政策推進室長	<p>そして変更は、いつ変更の工事ということが出て、これから工事する訳ですか、それともまだ終わっていない、いつから始める、どういう日程で工事が行われるのかちょっとお願いします。</p> <p>森田政策推進室長。</p> <p>まず 1 点目が、予測できなかったのかということだと思いますけども、ここは昔川だったんじゃないかということはあると思いますけども、どれくらい掘れば水が出てくるかというのはちょっと予測はできなかったと思います。</p> <p>あと工事についてですけれども、これは終わった工事でありまして、矢板工事をやって、今浄化槽をもう設置して埋め戻しをしております。以上です。</p>
	議長	よろしいですか。
	議長	(「はい」と森田議員)
	議長	ほかに、ございませんか。
		(なし)
		なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
	議長	議案第 14 号「旭日区地域活動拠点施設解体及び建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし)
休憩		ご異議なしと認めます。
再開		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		ここで、暫時休憩いたします。(14:28)
		(午後)2時45分まで休憩といたします。
		休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14:44)
		日程の変更についてお諮りいたします。
		先ほど、議会運営委員会にもお諮りいたしましたが、本日の日程が早く終了いたしましたので、13日に開議予定の日程を本日に変更したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議長	(異議なし)
休憩		ご異議なしと認め、そのように変更することに決定いたしました。
再開		暫時休憩いたします。(14:45)
		それでは、休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14:46)
		直ちに議事に入ります。
令和3年度普代村一般会計補正予算(第7号)	川向総務課	<p>ただ今、配布いたしました議事日程(第1号-2)により、進めてまいります。</p> <p>日程第9議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第7号)」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

	<p>議長</p> <p>嵯峨議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>川向総務課長。</p> <p>それでは上程されました議案第1号についてご説明いたします。 (以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>1番嵯峨典行議員。</p> <p>1番嵯峨です。15ページの3款、子育て世帯への臨時特別給付金についてお伺いします。政府の方でも今朝のニュースですか、今月中に5万円給付で残りは6月末までにクーポン発券可能であればクーポン、それができなければ現金とか何かちょっとあんまり意味が分かんないようなことを二転三転していますが。村の方の対応とすれば、そうすればこの5万円は12月中ということですが、いつ入るのか聞きたいのが1点。</p> <p>あともう1点は、残りのクーポン5万円分に関してはどういうふうな対応を取っていくのか。国の方がまだはっきりしていないような情報もありますが、さっき柎屋村長は現金でいきたいというような方向ですが、そこらの辺が分かる範囲でお願いします。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>まず、先行給付とされます現金5万円の給付につきましては今月中ということでありまして、本日付けです、本日付けというのは議決後ということですが、対象の世帯の方には案内をさせていただき予定であります。来週からの受付というか、中学生以下につきましてはプッシュ型ということで児童手当の給付をそのまま使いますので、年内に間違いなくということで27日を支出の期限として見ておりました。ただ高校生につきましては、児童手当の給付対象となっておりませんので、申請等の事務が当然出てきます。その方々にはできるだけということで、来週の17日までにご申請をいただければ年内、もしその17日に間に合わないようであれば1月の上旬ということで今支給の体制を組ませていただいております。</p> <p>クーポン券に関してなんですけども、これも新聞等でご承知だと思いますが、都道府県向けの説明会が12月3日に開催されまして、その後、その資料が各市町村、オンラインでの視聴された市町村もあったかと思えますけども、資料を確認させていただきました。なかなかクーポンでの交付となりますと、県のクーポンの偽造防止対策を講じる、ほかの子供のためのサービスおよび商品の購入できるという店舗さんだったり事業者さんの協力・参画が必要になってまいります。単独の市町村でその体制を組むというのは当然に困難な状況であります。先日、県からの意見照会がありまして、おそらく本日の新聞でも載った盛岡市さんの見解表明につきましても同様でございますが、本村においてもまずそういう村内の状況であるということをご鑑みまして、現金給付が</p>
--	--	--

	<p>議長 嵯峨議員</p> <p>議長 金子議員</p>	<p>できないかという照会をさせていただいております。ということで、まだこの動向につきましては国のはっきりした見解というか、その示されたものをもってできるだけ早く、早急に現金でそういった消費活動の活発化というか、そういったものも考えながら給付をさせていただきたいというふうに思っております。国の予算の関係もありますので、その予算の成立後となりますので、来春、2回目の現金で早めに給付ができればと現時点では考えております。以上です。</p> <p>1 番嵯峨議員。</p> <p>どうもありがとうございました。私も2回目は現金の方が非常に普代村は便利がいいと思っております。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>2 番金子泰男議員。</p> <p>2 番金子でございます。この中身について異議があるものではございませんが、説明方をよろしくお願いをします。まずページ数で一般の12ページをお願いします。まち・ひと・しごと創生費の和村邸の活用に伴う基本設計業務委託料の皆増の部分、50万6,000円。ここの部分の説明をお願いします。議会運営委員会の中で、土澤課長さんより詳しく説明をいただいた訳ですが、やっぱりこの和村邸の部分で、私もこういう古民家といいますか、活用策、活用の部分で非常にいい案だなと、提案だなというような思いは持っておりますけれども、いかんせんやっぱりこういう人口が少ない村でございます。特に地域でございます。そういった中でやっぱり何か商売をやるといったような部分であっても、果たしてこの長期的に見た場合に、本当に1年だけでなく2年3年5年とここに住んでいただけるのかなというような大きな不安といいますか、そういう思いがあります。私個人とすれば地域の住民として、そしてわれわれ一緒に生活ができれば本当にありがたい訳でございます。そういった中で、果たして本当にこういったいろいろな中身で次に申しますけれども、この商売といいますか、あるいは商売でなくても地域に住んで生活が本当に成り立つのかなといったような懸念もございしますが、そういった中身について、例えば住むことになるならば、どのような契約でもってこの入所するのかなといったような中身についてのご説明をお願いします。</p> <p>それからもう1点ですが、ページ数で一般19ページの河川維持費の部分ですが、この浸水対策ポンプ設置工事、5,000万円の部分でお聞かせをいただきたいなと思います。この部分では、台風19号の災害を受けて本当に村として一生懸命に取り組んだ結果が、この浸水ポンプ設置工事といったような部分であると思っております。そういった中でやっぱり当時19号の際、時間あたりどれくらいの降水量であったったのか、そういう部分はいろいろと精査をした中でこのポンプの設置といったようなことだろうと思います。それからやっぱりああいう大</p>
--	---------------------------------------	--

<p>議 長 森田政策推 進室長</p>	<p>きな雨降りといったような災害になるときは泥等もかなり混ざって流れこむといったような部分で、ポンプの性能・能力というものは時間雨量どれくらいの対応能力があるのか。そして、また泥等に対ししてもどの程度の対応能力があるのか、ここの部分をやっぱり精査して取り付けたんだらうと、計画したんだらうと思います。そういった中身についてご説明をいただきたいなと思います。</p> <p>森田政策推進室長。</p>
<p>議 長 太田治水対 策室長</p>	<p>和村邸についてでございます。大変貴重な物件だと思います。活用方法については、やっぱり津波防災の歴史の活用、交流拠点、あとは移住者の住まいづくり等の活用をイメージしています。今回の補正に関しては古い・築年数がたっておりますので、傷んでいるところなどわれわれ素人では分からない面がありますので、それらも点検してもらいながらの概算設計をしてもらうというものでございます。今後、調査結果を踏まえて内部での検討、あとは持ち主であります和村さんへの報告とか、その後議会さんへの相談っていうふうな流れになるかと思えます。ですので、住む方との契約っていうのはまたそれが出てきてからの検討というふうになることと考えております。以上です。</p> <p>太田治水対策室長。</p>
<p>議 長 金子議員</p>	<p>浸水対策ポンプ工事の関係での19号災害の降水量等のお話しになりますが、こちらにある資料では10月12日が201mm、10月13日が265.5mmというふうなかつこうの降水量になっている訳でございます。持ちました数字につきましては、あれのときにもお話しいたしましたが、普代に数量的なもの、データのものがなかったもので、宮古市における降水量を例にとっております。量のところはすみません、後でまたあれしますが、この前もちょっと議会運営委員会の際も出ました泥等の関係の部分でございますが、泥ばけ等も設置しながら泥が入らないようなかたちで、できるだけ入らないようなかたちのもの。泥よりも小石のようなのが入るのが一番、中の羽があるようなかつこうのポンプと申しますか、その羽が壊れればちょっと大変だっていうことで、その前には石とか木とかを捕捉するような施設が出る訳ですが、ただやはりこの前の19号のような1mも何ぼうも泥が入りこむような場合ですと、実際のところちょっと泥の排出はできないだろうというふうなことになっております。少々の台風でありますか、その程度のものでありますと泥ばけなり、その前の段階で泥なり石のようなものは落とすようなかたちの対策を取るというふうなことで、そういうふうなときの対応はできるが、この前の19号くらいになればかなり難しいというふうなことにはなるものでございます。</p> <p>2番金子議員。</p> <p>ただ今答弁をいただきましたが、和村邸の部分ですが、本当に入る人がいればこの事業は本当にいい取り組みをしていただいたなというよ</p>



	<p>議 長 森田政策推</p>	<p>うな思いはするんです。だがしかし、長い期間本当にこの地域にとどまってくれるのかなという大きな不安を覚える訳でございます。そういった中で、やっぱり村としてはこれを改装する、そして料金設定もするといったような部分だと思うんですが、やっぱりそれで貸家のような感じで借りてまでもここに住むといったような部分で、その入所する人にどれだけの負担がかかるのかな。できれば、負担をかけないで入っていただくといったようなこともやっぱり考えながら、少ない負担の中で住んでいただくと、普代村の住民になっていただくといったような取り組み方、少ない経費で入っていただく、そういった取り組みが大事なんではないのかなと思います。本当に今あそこの地域は、黒崎地域は店もないんです。お店もない、そして春になれば草がばんばん生えてくるといったような部分でやっぱり負担も大きい訳です。そういうのを分かって入所するのであればいいんですが、本当に厳しい、冬は雪が降れば雪かきをしなければならぬといったような状況の中で村としての取り組み方、ここが一番入所者に最初に伝えておかなければならない部分だろうと思いますけれども。いずれ、入っていただくことは非常にありがたい、とにかく活用策として使っていただきたいといったような部分であります。ここの部分が本当に難しい、何をして入所していただいたらいいのか、例えばここに入所すれば、何か普代村に来れば恩恵がその部分であるのかといったような恩恵部分も何かないのだろうかといったような。私は入所するのでもなくともそういう心配がある訳ですが、担当課として考えている何か恩恵というようなものがあるのかどうか、そこら辺も踏まえてお聞かせをいただきたいなと思います。</p> <p>それから、この浸水ポンプの部分ですが、これはあの大きな大災害が起きた台風19号、その部分でいろいろと村の担当課、あるいは県等とも相談し合いながらここまで来たと思うんです。それとあとポンプの性能・能力というものは限られていると思うんですが、そのポンプ以外にポンプまで来る間に泥あるいはがれき等が流れつくことのないようなそういう対策も同時に進めるといったことが本当に大事。そういった部分で砂防ダム等も今いろいろと進めている訳でございますが、そういった目に普段見えないところまでもここが危ないと、危ないところだらけだと思うんですが、そういった行き届くような配慮といえますか、そういった部分を今後どの程度検討を、ポンプ以外にされているのかといったような部分がありましたらお聞かせをいただきたいなと思います。</p> <p>この和村邸の部分についても、是非とも私は進めてもらいたいんですが、やっぱり入所していただくためのその人に何か村としての恩恵を与えるといったような部分も少しはあっていいのではないかと私思う訳ですが、そこら辺も含めてありましたら見解をお願いします。</p>
--	----------------------	---

	進室長	<p>森田政策推進室長。</p> <p>和村邸につきましてはやっぱり地域住民の人が集まったりとか、ハイカーの休み所とか、あとはくろさき荘からケータリングしてもらってそこでご飯を食べたりとか、そういうのに興味がある方を探してちゃんとその人と話し合っ、どういうことでその人がどういうことをやりたいかっていうのにどれくらい村が支援できるかとか、そういうふうなのをちゃんと話し合っ、やるのが長くてもらう秘訣なのかなと思っております。あと興味がある方については、例えば普代まで東京から来るっていえば3万円4万円かかるので、その分の2万円を補助して見に来ませんかとかっていうふうな感じにして、ここに入る方を探していきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長 太田治水対策室長	<p>太田治水対策室長。</p> <p>台風19号災害に対する治水と申しますか、水の方の対策の関係でございますが、県の方に要望いたしまして、現在普代の沢地区の砂防堰堤を実施しております。それに合わせまして地区からも要望もありましたが、砂防堰堤から下流側への水路の整備、田沢さんですとか中村カヤさんの下のところを、県の方である程度のところまで整備いただいて、村道部分もちょっと小さいものが入っているというような状況でございますのでその辺も改修していくと。あと昨年実施しましたこの水路の概略調査と申しますかの中で、上区の方で一部道路側溝の不備の部分、旧藤嶋商店さんからちょっと上流のあの辺の間のところですが、その辺につきましても今度のこの排水の関係の側溝水路整備の中で三陸国道の方に整備をお願いしてややっていうかまだはっきりのあれではないんですが、今協議中のようなことですが、その辺の整備もしてもらえると申すふうなことにしております。それで元村地区の特にも上区地区と申しますか、あの辺の排水治水対策の整備を進めると申すふうな予定にしているものです。</p>
	議 長 金子議員	<p>2番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。後先にはなりますが、この浸水ポンプの方でお話しをさせていただきます。何を取り付けてもこれで異常がないんだというようなことは本当にこれから特にも厳しいんだろうと、ないんだろうと思っております。そういった部分で、やっぱり常時危ない地域というものはいろいろと県等をお願いしていくといったような部分で毎年県要望もやっている訳ですが、そういった部分で対応を今後とも続けていっていただきたいなと思っております。いずれ村民の少しでも安心の部分で前に進めたこと、本当にありがたく思っております。今後ともよろしくお願いをします。</p> <p>それとこの和村邸の部分ですが、やっぱり具体的に何もまだ決まっていないうと、これも議運の中でお話しをいただいた訳ですが、いずれこれを進めるにあたっては、やっぱりここに入所したならば一反歩</p>

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 川向総務課長</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長</p>	<p>なら一反歩畑を無料で貸し出すんだよとか、そういった具体的なものがあってほしいなと思います。田舎に来て畑もないようなその部分ではやっぱり入る人もなかなか厳しいのではないのかなと思います。いずれ田舎ならではの、金を出せというのではなくて、こういった例えば畑をちょっと無料で貸し出す、あるいは山林、ストーブで薪を燃やしたい人は村の山の木を切ってもいいですよとか、そういった配慮が必要なんだなと思いますので、ぜひともそういった部分で入所者が長期にわたって住んでいただくような取り組み方。今土澤課長さん一生懸命に取り組んでいる訳ですが、あとどれくらい普代にいてくれるか分からない訳ですが、そういった部分で継続してこれを進めていただきたいなと思います。ぜひとも村長さんにもお願いをしたいと思います。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。 4番大上智議員。</p> <p>12ページの2款総務費1項5目財産管理費での24節財政調整基金積立金マイナス1,609万円ですか、これが結局どこに流れたというか、主な流れ先というか使途先というか、そこをもしはっきりしているんだったら、全般的に流れたというのであればそれであれなんですけども、ある程度主にこういうところに使ったというかそれを教えてほしいと思います。</p> <p>それから13ページのまち・ひと・しごとの関係の18節、新規漁業者育成協議会の28万円ですけども、これはまた誰か漁業者が増えたということですか、この28万円の説明をお願いします。以上です。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>2款1項5目の財産管理費の24節で財政調整基金積立金というところでございまして、この部分につきましてはですね、各予算で足りない部分を財政調整基金の中からその不足分について補充している部分でありますので、この部分は一般財源の部分になりますので、不足している予算の部分に対してそれを充てているものということになります。実際にはですね、全予算分の中では、約2,826万7,000円ほどがその財源の不足する部分として見ておりますので、ここの部分はいろいろ補助金とかそういった部分が増えてくれば、その分一般財源として基金から充当してる部分は、だんだん減っていくというような状況になるものであります。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>普代村新規漁業者の関係でございすけども、28万円、これは1名新しく白井地区になりますけども、漁業者になるということで、今回補正するものでございまして、すでに組合員の方にも加入しております。以上です。</p> <p>(「終わります」と大上智議員)</p>
--	---	---

	<p>中上議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>6 番中上一登議員。</p> <p>中上です。11 ページ、ちょっとしょうもない質問かもしれませんが、一般管理費のところでは職員手当、人勸による、ここだけではないですけども、人事院勧告により手当が減ったというふうにあちこちに出ている訳ですけども、職員の給料が減って今村の経済も非常に疲弊している訳ですよ、雰囲気も。その中で今度は職員の給料を減らすと、普代村に落ちるとは限らないけども、また状況が悪くなる、傷んでいる状況の中でさらに悪くなる方向へわざわざ給料を減らすというのがどうなのか。これは村にとっても、どこに流れるのか分からないですけども、村の経済にとっても職員にとっても誰にとってもいいことは1つもないですね、これを見ていけばね。せつかく減らすんだったら、例えば福祉灯油の分をもうちょっと増やすとかね、これがたぶん減ったお金が予算として出て、それが減ればたぶんその交付税がその分減らされるんだらうなとは思いますが、そうじゃなくて、それは村の独自で減った分を何かの福祉の方に回すかというようなことができるよというようなことができるものなのかどうかね、じゃないとただの死に金ですよ。意味がない減額というふうに思います。個人的な意見ですけども、まずそれが1つですね。</p> <p>次は17 ページ、6 款 3 項の2 目水産振興費のところになるんですけども、今日漁業が非常に厳しいということで、議員の皆様結構これに関する質問が多かった訳ですけども。村長さんは、積極的な水産振興への取り組みをしていくというような答えをされている訳ですが、具体的に漁協から何かこういった支援要求があったとかそういったアクションがあったとか、あるいは漁協の中で今こういう大変な状況だからこういう対策をやってみたいだとか、そういった情報というのはないのかなというのがちょっとありましたら、非常にその点が1つもなかったものですからお願いします。</p> <p>最後にもう1つ、19 ページ、8 款 3 項 1 目河川維持費のところですけども、ここで次のページにまたがっていますが、ポンプの設置工事等があります。ここのポンプを設置すると銭袋清作さんの土地も若干あるというふうに聞いて、協力して土地も提供したということでした。この銭袋清作さんの元住んでるところの普代の上の方、普代川の元の方ですけども古い家があります。山の中に。その前に橋があったんですけども、19 号でしたっけかね、台風で流されてます。今橋が架かる予定ではあったらしいのが、架かからなかったんで非常に4 年たったか、しばらく分からなかったそうなんです。ただあそこは山を管理するのにも道路がないんですね。隣の元深渡村長宅は前が川端で庭なんで、私有地に道路を付けるかあの橋を通るかしかない訳ですよ、山を管理するなり。山を伐採しても切りっぱなしにしてそのまま置いてあると</p>
--	-------------	---

休 憩 再 開	議 長	<p>いう話しは聞いております。</p> <p>質問の途中ですが、銭袋清作さんのことを聞いているんですか、今。          (「だから、銭袋清作さんが協力して土地を提供してポンプをやったと、それにも関わらず橋のところ。河川の関係で聞いている訳です」と中上議員)</p> <p>そっちは違う人で、清作さんの。          (「そっちって言うのは、深渡さんの方の」と中上議員)</p> <p>ええ。          (「違う人なんですか」と中上議員)</p> <p>違う人で。それと関連付けて言うところとずれる。          (「全く違う人なんですか、持ち主が。分かりました。後で確認しておきます。私本人から聞いているものでその話しを。だからそれで、関連した人なのか。それをちょっと確認しておきたいなと思って。私は本人からも聞いているので。じゃあ後で確認しておきます。これは」と中上議員)</p>
		(15 : 54)
	議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p>
		(15 : 54)
	中上議員	<p>私もちょっと勘違いした部分があります。確かに山林も持っているそうです。そっちに。すみません、話しを、質問を中断させて申し訳ありません。</p> <p>そういう関係もあって、それは河川維持費のところなんで聞いているんですけども、村の山の管理にしても影響のあることなので、どうなんでしょうかねと。その橋は造らないのか、あるいは違う通り道を造るのか、もうそっち側の向こうの奥側は無理な訳ですよ、ずっと川が通ってて、また山を切り崩して道路を通るっていう。橋が一番いい訳ですけども、何とか県の方に関係してくるのか、県の管理だと思うんですけどもできないかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのと。</p> <p>台風の後にはあそこの川幅がすごい広いんですけども、そのまま土砂が高い状態になっているところがあちこちにあって、あれを取らないとまた大雨になったとき、下流の方にはかなり影響があるんじゃないか、大きな川なんで、そこら辺も併せてちょっと河川維持という意味で確認を取りたいと思います。</p>
議 長 川向総務課 長	<p>川向総務課長。</p> <p>人件費の関係で、職員の給料と言いましたけれども、期末手当の減の部分になります。総じて年間の総収入的な給与全体のあれでは減ってくる部分ではあるかなと思います。人勸関係で減らす要因といたしましては、やっぱり民間との差というところで減額を国の方で示し、県についてもそれについて減額をしているということで、村におきましても県に準じて対応しておりますので、減額をさせていただいたところでもあります。この減額分をそれじゃあ何か別の分に充てるとか</p>	

議 長  
梶屋村長

そういったようなものではありませんので、逆にそれじゃあ上がったから何かの分を減らすかということにもならないと思いますので。たまたまですけども、福祉灯油の部分は新たな制度において村分でだいたい5,000円から1万円に増額はしましたけれども、これを減らした分をそれに充てているとかというようなものではございませんし、減らした分を何かに充てるといふような考えのものではないというふうに考えております。

梶屋村長。

今回の不漁の件で漁協さんからのといったようなこととございますけれども、当然に漁協さんも漁業者さんがいろいろご苦労されているということは承知な訳ですし、漁協さん自体もそれこそ大変だという状況だというふうに思っております。そういった中で村への要望・要請といったのは今現在届いておりません。そういった状況です。

あとですね、課長が詳しくお話しすると思っておりますけれども、あその橋につきましては、前村長さんのところに対してあそこだけが村の昔からの、大分変わってはいるんですけども、橋があったということで、私どもも県を通じて県にこれを直してもらわないかというふうなことでお願いをしました。ところが、現状が受益者たる人数とかそういったものを確保していない橋であるということで、最終的に補助災害にならなかったということとございます。いろんな先生方にもお願いしたようにですけども結果は同じだったようでございまして、われわれとすれば農業用施設の部分になるので、96.6かな、それくらい補助があるんですよ。だからやってもらいたかったんですけども、そういった事情でものにならなかったということで、それではちょっと私どももあれだということで手前側というか、こっち側の方から道路を造られていますので、そこを下がって橋のところ、橋を渡ったところまで行くように何とか補填的な部分で造りたいということで合意をいたしまして、今その部分の協議を建設課でやっているはずですし、繰り越しではなく今年度予算でやっているというふうに。

それで、これまではその受益者が2人3人あったことで、銭袋さんもその受益者になって本来はあその橋を使って行ってなければならなかったんですけども、それが行けなかったということで自分で簡易な橋をお造りになったと、清作さんではなく前の方ですけども、そういった経緯の中で今回流れたというふうなことで。全く個人の橋だったというふうなことの中で、できれば今後われわれがあその護岸の付近からずっと代替えの橋に変わる代替えのものを造っていく際に、家の付近まで何とか付けられればといったようなことで今取り組んでいる最中とございます。第一段階は、補助事業で前の橋を復帰をするように頑張りましたがどうしてもそれはどうしても県でだめ、採択にならないということで、これを、あの幅を村単独でやるということとはとてもか

	<p>議 長 大村建設水 産課長</p>	<p>なわないというふうなことで、代替えの部分で合意をした中で今協議を進めて取り組んでいるという。予算的にも若干ではございますけれども、協議が整うことを前提に今も今年やる事業の分も確保しておりますし、来年再来年とできれば進めさせていただきたいというふうなことでおりました。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>ほとんど村長の申したとおりでございますけれども、具体的な内容を言いますと、まず台風前には橋が2つあったと、どちらも鉄板の橋でしたけれども、1つは深渡前村長さんの方に行っていた、あれは農道として整備した橋でございます、深渡さんの奥の方に農地があるという当時の要件で補助事業で設置した橋でございます。今回流出したということで、農業災害の方で出したいということで県の方からも現地確認していただきました。そしたら、実際がもう奥の方に農地がないと、農地が存在していないと、「これではもう採択できません」というふうに結論が出まして、災害での補助は見送ったと。銭袋さんの方については、個人で設置した鉄板橋ということもありましたので、これもまた災害復旧では不可能、個人で設置したものであるがために災害復旧では不可能ということになります。個人設置のやつは、個人でまた設置してもらうということが原則になりますのでこれもなかなか難しかったと。</p> <p>それで、単独費でということも考えましたけれども、結構な橋梁の延長がありますので結構多額な金額になると、単独ではかなり難しいだろうということで、川がダメであれば今度は陸からどうにか行けないかということで、今深渡さんの方まで舗装道路を自分でやってありますけれども、まずその部分を今年の予算で改良して村道として認定したいと。その後今度は銭袋さんの方まで、村道ですので複数の受益者がないとあれですので、深渡さんであり銭袋さんであり受益者があるかたちにしないとなりませんので、その辺を今度は考えていく必要があると。ただ人の庭先に村道を造る訳にもなかなか難しいと、そうなった場合は、やはり河川沿いに計画することになりますけれども、結構な構造物が必要になってくると、大よそのところで3,000万円くらいの予算が必要になってくるんじゃないかなという目算でございます。これについては今後、いずれどうにかしてそっちの銭袋さんの方まで行けるような方策を考えていきたいと思っております。以上です。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>橋のことですけれども、受益者の確保に満たなかったということですが、あれは何人いればいいのか分かんないですけども、山の持ち主も入れればたぶんもつとある訳ですよ。確か境が銭袋清作さんの境も持ち主も何人かいたはずなんで、そういうのは関係ないのか。山を管理するのに、橋もなければ他の人はまた管理できない。道路を造れば</p>
	<p>議 長 中上議員</p>	

	<p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 柁屋村長</p> <p>議長 中上議員</p>	<p>道路があるんじゃないかというかもしれませんが、元々橋があった訳ですよね。それで利便性があつたものが流されて、今度は条件が変わつたからだめっていうのも決まりきつたあれで処理をされれば、じゃあ地元に住んでいるものは台風が来る度にたまらないことになる訳ですよね。だから県の方でも何とかそこら辺を考えていただけないかなというふうに強く要望してもらえればと思うんですね。例えば、橋がだめで村道として造るとすればいつごろできるんですか、道路は。それを村道としてできるっていうのはたぶん元村長さんの前の方を通る河川敷の川沿いを通っていくということですかね。そうするとそれは元深渡村長からはもう了解を得ていると、確実にできるということで理解していいんでしょうか。</p> <p>大村建設水産課長。 本年度の補正予算で、まず国道からちょうど深渡さんの家の近くのところまでの改良の予算は計上しておりました。まだ発注までには至っておりませんが、そこまではまず今年度予算でやると。その先については詳細の測量設計が必要になってくるものとは思っておりますが、大まかな計画については深渡さんの方にはお示しをしまして話しはしてございます。ご本人からも詳細な内容決まったら説明に来てほしいという話しもいただいておりましたので、全く知らない話しではないという状況でございます。</p> <p>柁屋村長。 事業採択の件、農業用施設ということで山が残念ながら関係ないと言え申し訳ないですが、いずれ農地の部分ということで。それにしても、補助が10%であれば私もあれですけども、90何%もあるので何とかやりたいしやってもらいたいし、それがしないとということでも、でも結局、現地調査に来ている県等がやっぱり見てて要するに採択できないということになれば仕方がないなというふうなことで。いかにしようかなというふうな思いでおりましたときに、ちょうど先生方から電話が来て、こういったことで電話がきてそして何とかならないかって、本人からもきているがどうなんだというふうなことがあるありまして。私もできればそういうふうにしたくて、いろいろ県にもお願いしているんだがやっぱり難しいというふうなことでするので、そういった方々にも確認をして何とかという話しもしましたが、結局無理だったというふうなことで私の力不足といえそうですけれども、いずれ努力は最大にさせてもらったというふうな思いでおりました残念にも思っておりました。</p> <p>6番中上議員。 それで、その道路にする分はいつごろできるのか分かればと思えます。いつごろできるかね、それをあと2年とか3年とか。 最後ですよね。それとさっきの漁業の関係、何もないということなん</p>
--	--	--



	<p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 柗屋村長</p> <p>議長 古沼議員</p>	<p>で、何もないというのは、そういったこの状況の中での情報交換は何もやっていない、やらない、そういうあれがない訳ですね。非常にがっかりしたんですけども、ある程度これは村と漁協がタッグを組んで取り組んでいかなければならないような状況なのではないのかなと第三者、素人考えですけども思うんですけども、当然村の大事な機関、2機関ですので、何かしらの対策は練ったかたちで前に進もうとしているのではないのかなと思ったんですけども、非常に残念だと思いますが、そういった先の見通しはないのでしょうか。この2点聞いて終わります。</p> <p>大村建設水産課長。 完成時期につきましてでございますけども、まず深渡さんの入り口の分については今年度予算をもう取っておりますので、そこの方は深渡さんの方と話しをして、土地が深渡さんの土地になってましたので、その辺の協議をして実施したいとは思っております。ただその先につきましては、まだ具体的な県の詳細な設計の方の予算化をしておりませんし、まだ河川課の方との下協議の方も終わっておりませんので、明確な時期というのは、いつまでというのはまだ確定できませんけども、来年度、詳細設計をして河川協議をすると。その後に実施できればとは思っておりますけども、これもまだこれからの関係の地権者さんであり河川管理者であり、そちらの協議との整い次第ということになるかと思えます。</p> <p>柗屋村長。 漁協さんの要望の件でございますけども、先ほど来というか本日大變議員さん方にいろいろな要望もいただいたり、ご指導もいただいたりしてきた訳でございますけども、やっぱり最終的には漁協さんとお話し合いをしてやるのは漁協さんに、例えばいろんな取り組みでもしなければならぬこともご案内のようにある訳でございますし。また実情もお聞きしたりしていかなければならないこともある訳でございますけども、漁協さんは村も大変だと思ってご遠慮なさっているのか今現在のところ正直に相談というか、あれがまだというふうなことでございますし。このことは答弁でもお話したように、やや決着は付いているにしても漁期そのものが残っている、保険もまだうんぬんかんぬん、そういった中でどうあれになるか確実な数字等々がない中でのことなので、恐らく遠慮もあつたりあるいは何べんも何べんも来る訳にもいかないの、いろんな資料を調整したり担当のところですり合わせをしてからおいでになる予定か、そういったことの打ち合わせがされているか等々の事情だというふうに思っております。</p> <p>ほかに、ございませんか。 5番古沼和也議員。 5番古沼です。いないと思われてはと思って1つだけ質問します。11</p>
--	--	---

	<p>議長 川向総務課 長</p>	<p>ページの 2 款 1 項 1 目 3 節で退職金手当ですね、負担金皆増とありますが、そこで職員の募集にも通ずると思い質問いたします。村では 11 月に出されている採用予定者は、上級事務職 1 名、保健師 1 名、社会福祉士 1 名の 3 名となっていました。10 月に再度出された募集では、上級事務職 2 名、初級事務職 1 名の 3 名の再募集となっています。そこで 1. 事務職の募集が 1 名から 3 名に増えた要因はなぜか。2. 保健師と社会福祉士については、採用見込みになったことから再募集はなかったのか。3. 今後採用見込みがなくなった場合は、これらについても再度募集を行うものか、この 3 点について担当課にお伺いいたします。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>事務職が 1 名から 3 名になった理由でございますけども、まず現在募集しておいた職員につきましては、最初の募集につきましては応募者がまずなかったというような実情でございます。その後 2 回目の追加募集ということで、再募集を行うことで協議をいたしましたけども、その中では職員の中で中途退職者が 1 名増えてしまったこともありますし。あと次の来年度を見越した部分で、新しい職務の部分が増えるということで、その分につきましても 1 名を増員するというところで 3 名に増やしたというところでございます。現在のところ応募が 4 名ほどありましたけれども、実際に受験した方は 3 名でございます。それで、今これからまた 2 次試験を行いまして採用するかどうかの手順を踏んでいくというような状況でございます。</p> <p>保健師の部分と社会福祉士の部分ですね、これにつきましてはこの分の職員は確保されております。保健師の部分は、中途の部分で採用しておりますので、保健師の部分でも若干採用の部分ではいろいろ具体的な部分もあって、まだ採用という部分には至ってはおりませんが、確保しておるという意味では人員確保はなされておったところありますので、その部分は人員的には確保しているというような内容になります。</p> <p>5 番古沼議員。</p> <p>古沼です。そうすると、保健師と社会福祉士はもう今回は採用はしないということで了解してよろしいのですか。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>その部分は確保されているというふうに思っております。</p> <p>5 番古沼議員。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>
	議長 古沼議員	
	議長 川向総務課 長	
	議長 古沼議員	
	議長	
	議長	

令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	議長	<p>議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第7号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第10議案第2号から、日程第15議案第7号までの「特別会計補正予算」の6件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第10議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」</p> <p>日程第11議案第3号「令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第3号)」</p> <p>日程第12議案第4号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第3号)」</p> <p>日程第13議案第5号「令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第2号)」</p> <p>日程第14議案第6号「令和3年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」</p> <p>日程第15議案第7号「令和3年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」</p> <p>以上、6件を一括議題として、上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>
	川向総務課長	<p>川向総務課長。</p> <p>それでは一括上程されました、議案第2号から議案第7号までご説明をさせていただきます。</p>
	議長	<p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>休憩を取った方がよろしいですか。</p>
	議長	<p>(「続けてください」との声あり)</p> <p>続けます。それでは各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。</p> <p>それでは、議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p>

令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第3号)	議長	直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	議長	議案第3号「令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第3号)」の質疑を許します。 ごございませんか。
		(なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。
	議長	議案第3号「令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第3号)	大上智議員	次に、議案第4号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第3号)」の質疑を許します。 4番大上智議員。
		これは議案第5号にも関わることだと思うんですけども、4ページの26節消費税納付金84万8,000円、これはしょっちゅう出てくるんですけども、こんなに区切って毎回とはいわないか毎回かな、しょっちゅう見るような消費税納付金というのが出てくるんですけども、これは年度をばんかつ区切って納付をするものなんですか。
	議長	議案第5号の休養施設でも、同じ26節の消費税納付金と同じ項目なんですけどもそれをお願いします。
	大村建設水産課長	大村建設水産課長。 4ページの消費税納付金でございますが、これにつきましては9月定例会において補正させていただきました。この際に申告するだけの状態である程度決めて積算した訳でございますが、それで本来であれば終わりの訳でございますが、いざ申告した際に積算に誤りがあると指摘されまして、それを再計算した結果84万8,000円不足が生じたということでございます。本来であれば1回でというか、そう何回も出てくるものではございません。今回はこちらの単純なミスで、積算誤りをしたということでございます。今後としては、課内でのチェック体制を徹底しまして、こういったことのないように吟味したいと思います。
	議長	よろしいですか。
	議長	(「はい」と大上智議員)

令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第2号)	議長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第4号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第5号「令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第2号)」の質疑を許します。
	大上智議員	4番大上智議員。 4番大上です。先ほども質問しましたがけれども、5ページの26節消費税納付金は簡易水道と同じような理由で計算間違いというか、そういう感じの納付金なんですか。313万8,000円ですね。説明をお願いします。
	議長 山崎休養施設管理員	山崎休養施設管理員。 ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。こちらの方は、昨年度いろいろ一般会計から繰り入れをいただいたんですけども、全体で4,000万円ほどいただいたんですが、その部分をこちらとしては非課税と思っておりましたが、実際のところ償還金だったりとか、施設整備は非課税なんです。最後に2,200万円ほど運営費補助をいただいたんですが、こちらの方が課税対象になるということで。消費税に不足を生じたということで、9月の申告分、あと3月の中間納付の確定の分の2分の1ですね、こちらの合計での313万8,000円を今回計上させていただいたというものでございます。
	議長 大上智議員	4番大上智議員。 そうすれば、これは今年に限ってそういう非課税と課税部分のあれが、差があったということで理解してよろしい訳ですか。今まではそういうことがなかったということですか。
	議長 山崎休養施設管理員	山崎休養施設管理員。 最近ではこういった赤字の運営費補助といった繰り入れの金額がなかったものですから、去年はコロナで収入が伸びない部分につきまして繰り入れをいただいたと。これが売り上げといいますか、課税対象となるというもので、施設整備だったりとかそういうものにつきまして非課税になるんですけども、最近では運営費補助というこれくらいの金額というものが久しぶりの金額だと思いますので、その部分が今回課税対象となりまして、消費税額が増となったものでございます。 (「ありがとうございます」と大上智議員)
	議長	ほかに、ございませんか。

	<p>森田議員</p> <p>議長 山崎休養施設管理員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>7番森田幸一議員。</p> <p>7番森田です。先ほどお話しがあったクラブツーリズムについて、ちょっともう一回ご説明をお願いします。このクラブツーリズムはどこの旅行会社が主催して今回初めてか、その辺も。それからこのツアーに参加した人数、今後も行われるのかというようなこと。あとそれから10節・17節、クラブツーリズムで需用費と備品購入費が使われたということですけども、その内容をもう一度ご説明願います。</p> <p>山崎休養施設管理員。</p> <p>ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。観光庁の地域内連携事業というものがございまして、「走れ絆トレイン」という実証事業がございまして、こちらの方が青の国ふだいさんが事業主体となりまして、事業の受託先がクラブツーリズムさん、こちらの方で2泊3日のツアーの造成をしております。こちらの方が10月と1月で12本の本数を計画しております、それに係ります太田名部番屋での昼食提供に係ります消耗品、あとは食事に関わる例えば鉄板焼きをするような、ちゃんちゃん焼き等もやるんですが、それに伴う鉄板のふただったりとか、タペストリー、壁に貼る何て言いますか壁紙といいますかね、そういったものの作成費だったりとか、その部分がこの需用費と備品購入費に計上されております。こちらの方の費用につきましては、クラブツーリズムさんの要望により準備しますので、その費用についてはクラブツーリズムさんからそのままいただくというものでございます。ツアーにつきましては、まだ12月と1月分がございまして、正直なところ12月に1本・16名ほど実施はございます。あとこの後につきましては、今後の募集状況とかによりまして実施されるかしないかあれですけれども、今のところは10本ほどですか、ツアーが予定をされているというものでございます。</p> <p>(「何名参加したか、今までで」と森田議員)</p> <p>すみません、12月1日と6日に16名と11名、2本で27名の参加という実績でございます。</p> <p>(「これからのも伺いたかったけど、分かりました」と森田議員)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」と森田議員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
--	---	---

令和3年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	議長	よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第6号「令和3年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第6号「令和3年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
令和3年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第7号「令和3年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第7号「令和3年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 まもなく、本会議終了の時間がせまってまいりましたが、ここでお諮りします。本会議の時間を定刻の(午後)5時以降も継続したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて	川向総務課長	ご異議なしと認めます。よって本会議を(午後)5時以降も継続いたします。よろしくお願いたします。 次に、日程第16議案第10号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 議案第10号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」でございます。 (以下、総務課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて	議長	<p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 10 号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、審査の方法についてお諮りいたします。</p> <p>日程第 17 議案第 11 号から、日程第 19 議案第 13 号までの「岩手県沿岸知的障害児施設組合」の件につきましては、関連がございますので一括上程し説明を受けたのち、各議案 1 会計ごとに審査いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 17 議案第 11 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて」</p> <p>日程第 18 議案第 12 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて」</p> <p>日程第 19 議案第 13 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」</p> <p>以上 3 件を一括議題として、上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>道下住民福祉課長。</p>
	道下住民福祉課長	<p>それでは、ただ今上程されました議案第 11 号につきまして、その内容をご説明申し上げます。</p> <p>(以下、住民福祉課長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。</p> <p>それでは、議案第 11 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて」の、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 11 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませ</p>



岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて	議長	んか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 12 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 12 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議長	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて	議長	次に、議案第 13 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 13 号「岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議長	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
委員会の閉会中の継続調査申出	議長	次に、日程第 20 から日程第 23 まで「委員会の閉会中の継続調査」に関するものでございますので、この 4 件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。
	議長	日程第 20 から日程第 23 まで「委員会の閉会中の継続調査申出書」について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。
議員の公務出	議長	よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

<p>張について</p> <p>閉 会 (17:16)</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 24「議員の公務出張について」を議題といたします。 お諮りいたします。</p> <p>令和 4 年 3 月定例会までの閉会中において、各種会議及び研修会等に、本議会の議員が公務出張する場合は、配布してあります「議員派遣一覧表」のとおりとし、また緊急を要する場合には、その都度議長が指名し、公務出張としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員の公務出張については、そのように決定いたしました。なお、指名後において欠席・変更等がある場合には、必ず事前に連絡をお願いいたします。</p> <p>お諮りいたします。今期定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>会期は、12 月 13 日まででございましたが、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和 3 年第 9 回普代村議会定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでございます。</p>
-------------------------------------	-----------------------	--

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中村 裕

署名議員 森田 幸一

署名議員 正路 正敏